

少 安 第 1 1 5 号
令 和 3 年 6 月 1 6 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

少年法等の一部を改正する法律の公布について

少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号。以下「改正法」という。）については、本年5月28日、別添1のとおり公布された。本改正の趣旨及び要点は下記のとおりであるから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、この通達において「新法」とは、改正法による改正後の少年法（昭和23年法律第168号。以下「法」という。）をいう。

記

1 改正の趣旨

成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化を踏まえ、18歳及び19歳の者（以下「特定少年」という。）について、少年法の適用において特例規定を整備する等の措置を講ずるもの。

2 改正の要点

(1) 保護事件の特例

ア 特定少年の被疑事件の送致（付）先（新法第67条第1項関係）

司法警察員は罰金以下の刑にあたる犯罪の嫌疑があるものと思料する少年の被疑事件について家庭裁判所に送致することとしている法第41条の規定は、特定少年の被疑事件については、適用しないこととされた。

これにより、特定少年の被疑事件については、法第40条の規定により一般の例によることとされ、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に基づき、これを全て検察官に送致（付）することとなる。

イ ぐ犯に係る保護事件（新法第65条第1項関係）

法第3条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、特定少年については、適用しないこととされ、特定少年の保護事件について、ぐ犯をその対象から除外することとされた。

ウ 原則逆送対象事件（新法第62条第2項関係）

特定少年の保護事件について、家庭裁判所が原則として検察官に送致しなければならない事件（原則逆送対象事件）に、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、犯行時特定少年に係るものを加えることとされた。

(2) 刑事事件の特例（新法第67条関係）

特定少年について、検察官送致（法第20条第1項及び新法第62条第1項の規定

による検察官への送致をいう。以下同じ。)の決定がされた後の刑事事件の特例に関する規定は、原則として適用しないこととされた。

これにより、留置施設等における取扱いの分離に係る規定(法第49条第1項及び第3項)は、特定少年の被疑事件の被疑者について、検察官送致の決定がされた後においては、適用しないこととされた(新法第67条第2項)。

(3) 記事等の掲載の禁止の特例(新法第68条関係)

特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合には、略式手続による場合を除き、記事等の掲載の禁止に係る法の規定(第61条)を適用しないこととされた。

3 施行期日(改正法附則第1条関係)

令和4年4月1日

4 経過措置

(1) 司法警察員の送致に関する経過措置(改正法附則第3条関係)

新法第67条第1項(法第41条に係る部分に限る。)の規定は、改正法の施行後にした行為に係る事件の司法警察員から家庭裁判所への送致について適用することとされた。

(2) 記事等の掲載の禁止に関する経過措置(改正法附則第7条関係)

新法第68条の規定は、改正法の施行後に公訴を提起された場合について適用することとされた。

5 検討条項(改正法附則第8条関係)

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正法による改正後の規定及び民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)による改正後の規定の施行の状況、社会情勢、国民の意識の変化等を踏まえ、罪を犯した特定少年に係る事件の手続及び処分、その者に対する処遇に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされた。

6 附帯決議

改正法の国会審議に際し、衆議院及び参議院の法務委員会において、それぞれ附帯決議がなされていることから、その趣旨を踏まえた対応に努められたい。

7 参考資料

(別添1) 官報

(別添2) 新旧対照条文

(別添3) 衆議院法務委員会における附帯決議

(別添4) 参議院法務委員会における附帯決議

担当：少年女性安全課少年対策係
少年事件係

法律

少年法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年五月二十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第四十七号

少年法等の一部を改正する法律

(少年法の一部改正)

第一条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雑則(第六十一条)」を

第四章 記事等の掲載の禁止(第六十一条)
第五節 特定少年の特例(第六十二条―第六十六条)
第三節 記事等の掲載の禁止の特例(第六十七条)」

に改める。

第二条の見出しを「(定義)」に改め、同条第一項中「法律で」を「法律において」に改め、「いい、成人」とは、満二十歳以上の者を」とを削り、同条第二項中「法律で」を「法律において」に改める。

第四条中「第二十条」を「第二十条第一項」に改める。
第十条第一項中「及び保護者」を「並びにその保護者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹」に改める。

第十一条の見出しを「(呼出し及び同行)」に改め、同条第一項中「発する」を「発して、その呼出しをする」に改め、同条第二項中「正当な」を「少年又は保護者が、正当な」に、「前項の呼出しに応じない者」を、「前項の規定による呼出しに応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、その少年又は保護者」に、「発する」を「発して、その同行をする」に改める。

第十二条第一項中「発する」を「発して、その同行をする」に改める。

第二十六条第一項中「第十八条、第二十条及び第二十四条第一項」を「並びに第二十四条第一項第二号及び第三号」に改め、同条第二項中「第十八条、第二十条及び第二十四条第一項」を「並びに第二十四条第一項第二号及び第三号」に、「発する」を「発して、その呼出しをする」に改め、同条第三項中「正当な」を「少年が、正当な」に、「前項の呼出しに応じない者」を、「前項の規定による呼出しに応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、その少年」に、「発する」を「発して、その同行をする」に改め、同条第四項中「発する」を「発して、その同行をする」に改める。

第二十六条の二中「第十八条から第二十条まで」を「第十八条、第十九条、第二十条第一項」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第二十七条の二第六項中「保護処分」を「第二十四条第一項の保護処分」に、「保護事件」を「同項の保護処分に係る事件の手続」に改める。

第四十五条中「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同条第六号中「少年又は保護者が選任した」を「第十条第三項中「成人」を「二十歳以上の者」に改める。

第四十九条第三項中「成人」を「二十歳以上の者」に改める。
第五十六条第二項中「満二十歳に達した後でも、満二十六歳」を「二十六歳」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 記事等の掲載の禁止

第六十一条の見出しを削る。

第六十二条を附則第一条とする。

第六十三条の前の見出しを削り、同条第一項中「(新法)」とは、この法律による改正後の少年法をいい、「において」に改め、同条第二項から第五項までを削り、同条を附則第二条とし、同条の前に見出しとして「(経過規定)」を付する。

第六十四条を削り、第六十五条を附則第三条とし、第六十六条を附則第四条とし、第六十七条を附則第五条とし、第六十八条を削る。

第五章 特定少年の特例

第一節 保護事件の特例

(検察官への送致についての特例)

第六十二条 家庭裁判所は、特定少年(十八歳以上の少年をいう。以下同じ)に係る事件については、第二十条の規定にかかわらず、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する検察官に送致しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、特定少年に係る次に掲げる事件については、同項の決定をしなければならない。ただし、調査の結果、犯行の動機、態様及び結果、犯行後の情況、特定少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。

一 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき十六歳以上の少年に係るもの

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るもの(前号に該当するものを除く。)

第六十三条 家庭裁判所は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)他の法律において準用する場合を含む)及び政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)に規定する罪の事件(次項に規定する場合に係る同項に規定する罪の事件を除く)であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るものについて、前条第一項の規定により検察官に送致するかどうかを決定するに当たつては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

2 家庭裁判所は、公職選挙法第二百四十七条の罪又は同法第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者が犯した同項に規定する罪、同法第二百五十一条の三第一項の組織的選挙運動管理者等が犯した同項に規定する罪若しくは同法第二百五十一条の四第一項各号に掲げる者が犯した同項に規定する罪の事件であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るものについて、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、前条第一項の規定にかかわらず、同項の決定をしなければならない。この場合においては、同条第二項ただし書の規定を準用する。

(保護処分についての特例)

第六十四条 第二十四条第一項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、第二十三条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、少年が特定少年である場合には、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において、決定をもつて、次の各号に掲げる保護処分のいずれかをしなければならない。ただし、罰金以下の刑に当たる罪の事件については、第一号の保護処分に限り、これを行うことができる。

一 六月の保護観察所の保護観察に付すること。

二 二年の保護観察所の保護観察に付すること。

三 少年院に送致すること。

- 2 前項第二号の保護観察においては、第六十六条第一項に規定する場合に、同項の規定により少年院に収容することができるものとし、家庭裁判所は、同号の保護処分をするときは、その決定と同時に、一年以下の範囲内において犯情の軽重を考慮して同項の規定により少年院に収容することができる期間を定めなければならない。
- 3 家庭裁判所は、第一項第三号の保護処分をするときは、その決定と同時に、三年以下の範囲内において犯情の軽重を考慮して少年院に収容する期間を定めなければならない。
- 4 勾留され又は第十七条第一項第二号の措置がとられた特定少年については、未決勾留の日数は、その全部又は一部を、前二項の規定により定める期間に算入することができる。
- 5 第一項の保護処分においては、保護観察所の長をして、家庭その他の環境調整に関する措置を行わせることができる。

第六十五条 第三号に係る部分に限る。の規定は、特定少年については、適用しない。

- 2 第十二条、第二十六条第四項及び第二十六条の二の規定は、特定少年である少年の保護事件(第二十六条の四第一項の規定による保護処分に係る事件を除く。)については、適用しない。
- 3 第二十七条の二第五項の規定は、少年院に収容中の者について、前条第一項第二号又は第三号の保護処分を取り消した場合には、適用しない。
- 4 特定少年である少年の保護事件に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十条	第二十条第一項	第六十二条第一項
第二十三条第一項	又は第二十条	第六十二条又は第六十三条第二項
第二十四条の二第一項	前条第一項	第六十四条第一項
第二十五条第一項及び第二十七条の二第六項	第二十四条第一項	第六十四条第一項
第二十六条第一項及び第二項	並びに第二十四条第一項第二号及び第三号	及び第六十四条第一項第三号
第二十六条の三	第二十四条第一項第三号	第六十四条第一項第三号
第二十八条	第二十四条又は第二十五条	第二十五条又は第六十四条

(保護観察中の者に対する収容決定)
第六十六条 更生保護法第六十八条の二の申請があつた場合において、家庭裁判所は、審判の結果、第六十四条第一項第二号の保護処分を受けた者がその遵守すべき事項を遵守しなかつたと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければならないと認めらるる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければならないと認めらるる事由があるときは、これを少年院に収容する旨の決定をしなければならない。

ただし、この項の規定により既に少年院に収容した期間が通算して同条第二項の規定により定められた期間に達しているときは、この限りでない。

- 2 次項に定めるもののほか、前項の規定に係る事件の手続は、その性質に反しない限り、この法律(この項を除く。)の規定による特定少年である少年の保護事件の手続の例による。
- 3 第一項の決定をする場合においては、前項の規定によりその例によることとされる第十七条第一項第二号の措置における収容及び更生保護法第六十八条の三第一項の規定による留置の日数は、その全部又は一部を、第六十四条第二項の規定により定められた期間に算入することができる。

第二節 刑事事件の特例

- 第六十七条 第四十一条及び第四十三条第三項の規定は、特定少年の被疑事件(同項の規定については、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定があつたものに限る。)については、適用しない。
- 2 第四十八条第一項並びに第四十九条第一項及び第三項の規定は、特定少年の被疑事件(第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定があつたものに限る。)の被疑者及び特定少年である被告人については、適用しない。
- 3 第四十九条第二項の規定は、特定少年に対する被告事件については、適用しない。
- 4 第五十二条、第五十四条並びに第五十六条第一項及び第二項の規定は、特定少年については、適用しない。
- 5 第五十八条及び第五十九条の規定は、特定少年のとき刑の言渡しを受けた者については、適用しない。
- 6 第六十条の規定は、特定少年のとき犯した罪により刑に処せられた者については、適用しない。
- 7 特定少年である少年の刑事事件に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十五条	第二十条第一項	第六十二条第一項
第四十五条の三第一項及び第四十六条第一項	第二十四条第一項	第六十四条第一項

第三節 記事等の掲載の禁止の特例

第六十八条 第六十一条の規定は、特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合における同条の記事又は写真については、適用しない。ただし、当該罪に係る事件について刑事訴訟法第四百六十一条の請求がされた場合(同法第四百六十三条第一項若しくは第二項又は第四百六十八条第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなつた場合を除く。)は、この限りでない。

(更生保護法の一部改正)

第二条 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

- 目次中「第四十七条」を「第四十七條の三」に改める。
- 第十六条第四号中「申請をする」を「申請をし、又は仮退院を許す処分を取り消す」に改める。
- 第二十三条第一項第二号及び第三号中「及び」の下に「第四十七條の三並びに」を加える。
- 第四十一条中「者」の下に「第六十八條の五第一項に規定する収容中の特定保護観察処分少年を除く。第四十六條第一項において同じ。」を加える。
- 第四十六条の見出し中「少年院」を「少年法第二十四条第一項第三号又は第六十四条第一項第三号の保護処分の執行のため少年院」に改め、同条第一項中「退院」を「退院させてその保護処分を終了させるの」に改める。

第二章第四節中第四十七条の次に次の二条を加える。

(収容中の特定保護観察処分少年の退院を許す処分)

第四十七条の二 地方委員会は、第六十八条の五第一項に規定する収容中の特定保護観察処分少年について、少年院法第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達し、退院させて再び保護観察を実施することが改善更生のために相当であると認めるとき、その他退院させて再び保護観察を実施することが改善更生のために特に必要であると認めるときは、決定をもって、その退院を許すものとする。

(準用)

第四十七条の三 第三十五条、第三十六条、第三十七条第二項及び第三項、第三十八条並びに第三十九条第二項から第五項までの規定は、前条の規定による少年院からの退院について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「前条」とあるのは「少年院法第百三十六條の二」と、第三十八条第一項中「刑」とあるのは「保護処分」と、「犯罪」とあるのは「犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為」と、第三十九条第三項中「ものとす」とあるのは「ことができ」と読み替えるものとする。

第四十八条第一号中「第二十四条第一項第一号」の下に「又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号」を加える。

第五十条第一項第三号中「次号において同じ」を削り、「第七十八条の二第二項」の下に「において準用する第六十八条の七第一項」を加え、同項第四号中「又は第七十八条の二第二項」を「(第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。又は第六十八条の七第一項(第四十七条の二の決定又は少年院法第六十四条第二項の規定により定められた期間(以下「収容可能期間」という。))の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。)」を加え、同条第二項中「第七十八条の二第一項」の下に「において準用する第六十八条の七第一項」を加える。

第五十一条第二項中「第七十二条第一項」の下に「及び第七十三条の二第二項」を、「第二十六条の四第一項」の下に「及び第六十六条第一項」を加える。

第五十二条第一項中「第二十四条第一項第一号」の下に「又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号」を加える。

第五十四条第一項中「第二十四条第一項第一号」の下に「若しくは第六十四条第一項第一号若しくは第二号」を加え、同条第二項中「第四十一条の決定」を「第四十一条若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了」に改める。

第五十五条第二項中「は、法務省令」を「若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了による釈放の時までに特別遵守事項が定められたときは、法務省令」に改める。

第六十三条第八項ただし書中「第七十三条第一項」を「第六十八条の三第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項」に改め、同条第九項中「申請」の下に「第七十三条の二第二項の決定」を加え、「規定による決定」を「決定」に改める。

第六十六条中「保護観察処分少年に」を「保護観察処分少年(少年法第二十四条第一項第一号の保護処分が付されているものに限る。次条及び第六十八条において同じ。)」に改め、同条ただし書中「第六十八条第三項」を「同条第三項」に改める。

第六十八条第二項中「二十歳」を「十八歳」に改め、「これ」の下に「十八歳に満たない」を加え、同条第三項中「により」の下に「十八歳に満たない」を、「する」の下に「場合において、当該保護観察処分少年が二十歳以上である」を加え、同条の次に次の六条を加える。

(少年法第六十六条第一項の決定の申請)

第六十八条の二 保護観察所の長は、特定保護観察処分少年(保護観察処分少年のうち、少年法第六十四条第一項第二号の保護処分に付されているものをいう。以下同じ。)が、遵守事項を遵守せず、その程度が重いと認めるときは、同法第六十六条第一項の決定の申請をすることができ、ただし、当該特定保護観察処分少年について、その収容可能期間が満了しているときは、この限りでない。

(留置)
第六十八条の三 保護観察所の長は、第六十三条第二項の引致状により引致した特定保護観察処分少年について、前条の規定による申請をするか否かに関する審理を開始する必要があると認めるときは、当該特定保護観察処分少年を刑事施設又は少年鑑別所に留置することができる。2 前項の規定による留置の期間は、引致すべき場所に引致した日から起算して十日以内とする。ただし、その期間中であっても、前条の規定による申請をする必要がなくなったときその他留置の必要がなくなったときは、直ちに特定保護観察処分少年を釈放しなければならない。

3 保護観察所の長は、第一項の規定により留置されている特定保護観察処分少年について、前条の規定による申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る家庭裁判所からの決定の通知があるまでの間又は少年法第六十六条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十七条第一項第二号の観護の措置がとられるまでの間、継続して留置することができる。ただし、留置の期間は、通じて二十日を超えないことができる。

4 第一項の規定による留置については、審査請求をすることができない。

第六十八条の四 特定保護観察処分少年について、少年法第六十六条第一項の決定があったときは、第四十七条の二の決定による釈放までの間又は収容可能期間の満了までの間、当該特定保護観察処分少年の保護観察は、停止するものとする。

2 前項の規定により保護観察を停止されている特定保護観察処分少年については、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条、第五十三条、第五十六条から第五十八条まで、第六十条から第六十五条の四まで、第六十八条の二、第六十九条及び第七十条の規定は、適用しない。

3 特定保護観察処分少年の保護観察の期間は、少年法第六十六条第一項の決定によつてその進行を停止し、第四十七条の二の決定により釈放された時又は収容可能期間が満了した時からその進行を始める。

(収容中の特定保護観察処分少年に係る特別遵守事項の設定等)

第六十八条の五 地方委員会は、少年法第六十六条第一項の決定により少年院に収容されている特定保護観察処分少年(以下「収容中の特定保護観察処分少年」という。)について、第四十七条の二の決定による釈放の時又は収容可能期間の満了の時までに、法務省令で定めるところにより、決定をもって、特別遵守事項を定め、又は変更することができる。

2 地方委員会は、収容中の特定保護観察処分少年について定められている特別遵守事項につき、必要がなくなつたと認めるときは、第四十七条の二の決定による釈放までの間又は収容可能期間の満了までの間に、法務省令で定めるところにより、決定をもって、これを取り消すものとする。

3 収容中の特定保護観察処分少年について、少年法第六十六条第一項の決定があったときにその者に対する保護観察をつかさどつていた保護観察所の長(第四十七条の三において準用する第三十九条第三項の規定又は第六十八条の七第一項の規定により当該収容中の特定保護観察処分少年の住居が特定された場合は、その地を管轄する保護観察所の長)は、その保護観察の実施状況その他の事情を考慮し必要があると認めるときは、特別遵守事項の設定、変更又は取消しに関し、地方委員会に対して意見を述べるものとする。

(収容時又は収容中における特定保護観察処分少年に係る少年院の長との連携)

第六十八条の六 特定保護観察処分少年が少年法第六十六条第一項の規定により少年院に収容されたときは、当該決定があつたときにその者に対する保護観察をつかさどつていた保護観察所の長は、その保護観察の実施状況その他の事情を考慮し、少年院における矯正教育に関し、少年院の長に対して意見を述べるものとする。

2 前条第三項の保護観察所の長は、収容中の特定保護観察処分少年について、少年院における矯正教育の状況を把握するとともに、必要があると認めるときは、第四十七条の二の規定による釈放後又は収容可能期間の満了後の保護観察の実施に関し、少年院の長の意見を聴くものとする。
(収容中の特定保護観察処分少年の住居の特定)

第六十八条の七 地方委員会は、収容中の特定保護観察処分少年について、収容可能期間の満了の時までに、第八十二条第一項の規定による住居の調整の結果に基づき、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、その者が居住すべき住居を特定することができる。

2 地方委員会は、前項の決定をした場合において、当該決定を受けた者について、収容可能期間の満了までの間に、当該決定により特定された住居に居住することが相当でない認められる事情が生じたと認めるときは、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、住居の特定を取り消すものとする。

3 第三十六条第二項の規定は前二項の決定に関する審理における調査について、第三十七条第二項の規定は当該審理について、それぞれ準用する。

第七十条第二項中「第六十七条及び第六十八条」を「及び第六十七条から第六十八条の二までに改め、同条第三項中」又は「を」(第四十七条の二の規定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間(以下「収容可能期間」という)の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。)又は「に改め、同条第六項中」(同条第二項の下に「若しくは第六十八条の二」を加える。
第七十一条中「、少年院仮退院者」の下に「(少年法第二十四条第一項第三号の保護処分)に付されているものに限る。以下この条から第七十三条までにおいて同じ。」を加える。
第七十二条第五項中「(限り、)の下に「十八歳に満たない」を加える。

第七十三条第三項を削り、同条第四項中「第二項ただし書」を「前項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第六十八条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により留置されている少年院仮退院者及びその留置について準用する。この場合において、同条第三項中「前条」とあるのは「第七十一条」と、「少年法第六十六条第二項」とあるのは「第七十二条第五項」と読み替えるものとする。

第七十三条第五項中「前項」を「第三項」に改め、同条第六項を削り、同条の次に次の三項を加える。

(少年法第六十四条第一項第三号の保護処分)に付されている少年院仮退院者の仮退院の取消し)
第七十三条の二 地方委員会は、保護観察所の長の申出により、少年院仮退院者(少年法第六十四条第一項第三号の保護処分)に付されているものに限る。第七十三条の四第一項において同じ。)が遵守事項を遵守せず、少年院に収容するのを相当と認めるときは、決定をもつて、第四十一条の規定による仮退院を許す処分を取り消すものとする。
2 前項の規定により仮退院を許す処分が取り消されたときは、仮退院中の日数は、少年法第六十四条第三項の規定により定められた期間に算入するものとする。
(決定の執行)

第七十三条の三 地方委員会は、前条第一項の決定をしたときは、保護観察官をして、その決定を執行させるものとする。ただし、必要があると認めるときは、刑事施設の長、少年鑑別所の長又は保護観察所の長にその執行を嘱託することができる。

2 地方委員会は、前項の執行のため必要があると認めるときは、前条第一項の決定を受けた者に対し、出頭を命ずることができる。

3 地方委員会は、前条第一項の決定を受けた者について、正当な理由がないのに、前項の規定による出頭の命令に応ぜず、又は応じないおそれがあるときは、裁判官のあらかじめ発する引致状により、当該者を引致することができる。

4 第六十三条第四項から第八項までの規定は、前項の引致状及び同項の規定による前条第一項の決定を受けた者の引致について準用する。この場合において、第六十三条第四項中「第二項の引致状は保護観察所の長の請求により、前項の引致状は」とあるのは「第七十三条の三第三項の引致状は」と、同条第七項中「地方更生保護委員会が引致した場合においては委員又は保護観察官、保護観察所の長が引致した場合においては保護観察官」とあるのは「委員又は保護観察官」と、同条第八項ただし書中「第六十八条の三第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項の規定によりその者が留置された」とあるのは「第七十三条の三第一項の規定による執行が開始された」と読み替えるものとする。

5 地方委員会が行う第一項の規定による執行に係る判断、第二項の規定による命令、第三項の規定による引致に係る判断及び前項において準用する第六十三条第八項本文の規定による釈放に係る判断は、三人の委員をもつて構成する合議体で行う。ただし、前項において準用する同条第八項本文の規定による釈放に係る地方委員会の判断については、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。

6 第十三条、第二十三条第三項並びに第二十五条第一項及び第二項の規定は前項に規定する措置のための合議体又は委員による調査について、第二十三条第二項の規定は前項の合議体の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「、地方更生保護委員会及び保護観察所の長」とあるのは、「及び保護観察所の長」と読み替えるものとする。
(少年法第六十四条第一項第三号の保護処分)に付されている少年院仮退院者の留置)

第七十三条の四 地方委員会は、第六十三条第二項又は第三項の引致状により引致された少年院仮退院者について、第七十三条の二第一項の申出があり同項の決定をするか否かに関する審理を開始するときは、当該少年院仮退院者を刑事施設又は少年鑑別所に留置することができる。

2 第六十八条の三第四項並びに第七十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による留置について準用する。この場合において、同条第三項中「第七十一条の規定による申請」とあるのは、「第七十三条の二第一項の決定」と読み替えるものとする。

3 第十三条、第二十三条第三項並びに第二十五条第一項及び第二項の規定は前項において準用する第七十三条第三項に規定する措置のための合議体又は委員による調査について、第二十三条第二項の規定は前項において準用する第七十三条第三項の合議体の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「、地方更生保護委員会及び保護観察所の長」とあるのは、「及び保護観察所の長」と読み替えるものとする。
第七十六条第三項中「第七十三条第二項及び第四項から第六項まで」を「第六十八条の三第四項並びに第七十三条第二項及び第三項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第十三条、第二十三条第三項並びに第二十五条第一項及び第二項の規定は前項において準用する第七十三条第三項に規定する措置のための合議体又は委員による調査について、第二十三条第二項の規定は前項において準用する第七十三条第三項の合議体の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「、地方更生保護委員会及び保護観察所の長」とあるのは、「及び保護観察所の長」と読み替えるものとする。

第七十八條の二の見出しを「保護観察付一部猶予者の住居の特定」に改め、同条第一項を次のように改める。

第六十八條の七第一項及び第二項の規定は、保護観察付一部猶予者について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「収容可能期間の満了」とあるのは、「刑法第二十七條の二の規定による猶予の期間の開始」と読み替えるものとする。

第七十八條の二第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項において準用する第六十八條の七第一項及び第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十條第七項中「第七十三條第六項」を「第六十八條の三第四項」に改める。

第八十一條第三項中「転居又は」を「転居（第四十七條の二の決定又は少年法第六十四條第二項の規定により定められた期間（以下「収容可能期間」という。）の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。）又は」に改める。

（少年院法の一部改正）

第三条 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二十四條第一項第三号」の下に「並びに第六十四條第一項第二号（同法第六十六條第一項の規定による決定を受けた場合に限る。）及び第三号」を、「第七十二條第一項」の下に「及び第七十三條の二第一項」を加える。

第四条第一項第一号中「受ける者」の下に「（第五号に定める者を除く。次号及び第三号において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五 第五種 少年法第六十四條第一項第二号の保護処分を執行を受け、かつ、同法第六十六條第一項の規定による決定を受けた者

第三十四條第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「認める者」の下に「在院者が第五種少年院在院者である場合にあつては、相当と認める者及び保護観察所の長」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 少年院の長は、第四条第一項第五号に規定する第五種の少年院に収容されている者（以下「第五種少年院在院者」という。）について、個人別矯正教育計画を策定しようとする場合には、前項に規定するもののほか、保護観察所の長の意見を踏まえ、策定するものとする。

第三十五條第三項中「認める者」の下に「在院者が第五種少年院在院者である場合にあつては、相当と認める者及び保護観察所の長」を加え、同条第四項中「に規定する」を「の規定による」に改め、「認める者」の下に「在院者が第五種少年院在院者である場合にあつては、相当と認める者及び保護観察所の長」を加える。

第三十六條第一項中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第八十五條第三項及び第九十三條第一項中「保護者」の下に「法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹」を加える。

第三百三十五條中「長は」の下に「第五種少年院在院者以外の」を加える。

第三百三十六條の見出しを「第五種少年院在院者以外の保護処分在院者の退院の申出等」に改め、同条中「長は」の下に「第五種少年院在院者以外の」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（第五種少年院在院者の退院の申出）

第三百三十六條の二 少年院の長は、第五種少年院在院者について、第十六條に規定する処遇の段階が最高段階に達し、退院を許すのが相当であると認めるときは、地方更生保護委員会に対し、退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

第三百三十七條第一項中「長は」の下に「少年法第二十四條第一項第三号の保護処分（更生保護法第七十二條第一項の規定による措置を含む。）の執行を受けるため少年院に収容されている」を加える。

第三百三十八條第五項中「限り」の下に「十八歳に満たない」を加える。

第四百十條第二号中「第二十六條の四第二項」の下に「若しくは第六十四條第二項若しくは第三項」を、「収容する期間」の下に「若しくは収容することができる期間」を加える。

第四百十二條第一項中「第四十六條第一項」の下に「若しくは第四十七條の二」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

（検察官への送致に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の少年法（以下「新少年法」という。）第六十二條及び第六十三條の規定は、この法律の施行後にした行為に係る事件の家庭裁判所から検察官への送致について適用する。

（司法警察員の送致に関する経過措置）

第三条 新少年法第六十七條第一項（少年法第四十一條に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後にした行為に係る事件の司法警察員から家庭裁判所への送致について適用する。

（不定期刑、仮釈放及び仮釈放期間の終了に関する経過措置）

第四条 新少年法第六十七條第四項（少年法第五十二條に係る部分に限る。以下この条において同じ。）及び第五項の規定は、この法律の施行前にした行為（一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為、犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為又は併合罪として処断すべき罪に当たる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合においては、これらの行為を含む。）に係る刑の適用、仮釈放をすることができるとするまでの期間及び仮釈放期間の終了については、適用しない。ただし、一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為、犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為又は併合罪として処断すべき罪に当たる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合において、これらの行為のうちこの法律の施行後のものであるものに係る罪のみについて新少年法第六十七條第四項の規定を適用することとした場合に言い渡すことができる刑が、これらの行為に係る罪の全てについて同項の規定を適用しないこととした場合に言い渡すことができる刑とし、刑の適用についてはその重い刑をもって言い渡すことができる刑とし、仮釈放をすることができるとするまでの期間及び仮釈放期間の終了については同条第五項の規定を適用する。

（換刑処分の禁止に関する経過措置）

第五条 新少年法第六十七條第四項（少年法第五十四條に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後にした行為について科せられる罰金又は科料（次に掲げる罰金又は科料を除く。）に係る労働場留置の言渡しについて適用する。

一 一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合において、これらの行為について科せられる罰金又は科料

科料

二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第四十八條第二項の規定により併合罪として処断された罪に当たる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合において、これらの行為について科せられる罰金又は科せられる罰金

（人の資格に関する法令の適用に関する経過措置）

第六条 十八歳以上の少年のとき犯した罪により刑に処せられてこの法律の施行前に当該刑の執行を受け終わり若しくは執行の免除を受けた者又は十八歳以上の少年のとき犯した罪について刑に処せられた者でこの法律の施行の際現に当該刑の執行猶予中のものに対する人の資格に関する法令の適用については、新少年法第六十七條第六項の規定は、適用しない。

第七條 新少年法第六十八條の規定は、この法律の施行後に公訴を提起された場合について適用する。

(検討)

第八條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定及び民法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十九号)による改正後の規定の施行の状況並びにこれらの規定の施行後の社会情勢及び国民の意識の変化等を踏まえ、罪を犯した十八歳以上二十歳未満の者に係る事件の手續及び処分並びにその者に対する処遇に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第九條 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。第六十二条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「又はを削り、若しくは」の下に「第六十四条第一項第二号(同法第六十六条第一項の決定を受けた場合に限る。次項において同じ。若しくは第三号の処分を受けて出院するとき(仮退院又は退院(更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第四十七条の二の決定によるものに限る。次項において同じ。))による場合を除く。)、又は」を加え、同条第四項中「第二十四条第一項第三号」の下に「若しくは第六十四条第一項第二号若しくは第三号」を加え、「の許可決定」を「若しくは退院を許す旨の決定」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改める。

(売春防止法の一部改正)

第十條 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。第十二条第二項中「次号において同じ」を削り、「」又は第七十八条の二第一項の下に「において準用する第六十八号の七第一項」を加え、「第三十九条第三項又は第七十八条の二第一項を「第三十九条第三項(第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。))又は第六十八条の七第一項(第七十八条の二第一項において準用する場合を含む。))」に改め、「第七十二条第一項」の下に「及び第七十三条の二第一項」を、「第二十六条の四第一項」の下に「及び第六十六条第一項」を加え、又は第四十一条の決定を「又は第四十一条若しくは第四十七条の二の決定若しくは收容可能期間の満了」に、「定められたとき」とあるのは「を」定められたとき、若しくは第四十七条の二の決定若しくは收容可能期間の満了による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」とあるのは「」に、「第七十三条第一項」を「第六十八条の三第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項」に改め、「申請」の下に「第七十三条の二第一項の決定」を加え、「規定による決定」を「決定」に改める。

第二十七条第二項中「取消しについて」の下に「、同法第六十八条の三第四項の規定はこの項において準用する同法第七十三条第一項の規定による留置について」を加え、「(第三項)を「(第四項)に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

(少年の保護事件に係る補償に関する法律の一部改正)

第十一條 少年の保護事件に係る補償に関する法律(平成四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二章」を削る。

第二条第一項中「第二章」を削り、同項第一号中「第二十四条第一項第三号」の下に「若しくは第六十四条第一項第二号(同法第六十六条第一項の規定による決定を受けた場合に限る。))若しくは第三号」を、「第七十二条第一項」の下に「若しくは第七十三条の二第一項」を加える。

(国際受刑者移送法の一部改正)

第十二條 国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。第十七条第二項中「二十歳」を「十八歳」に、「あるのは」を「あるのは」に改める。第二十一条中「及び第六十一条」を「第六十一条、第六十七条第四項(第五十六条第一項及び第二項に係る部分に限る。))及び第六十八条本文」に改める。第二十二条中「二十歳」を「十八歳」に改める。

(国際受刑者移送法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 この法律の施行前に国際受刑者移送法第二条第十一号の受入移送犯罪(二)以上あるときは、それらの全てを「を犯した者に係る同条第二号の共助刑の期間、仮釈放をすることができるまでの期間及び仮釈放期間の終了については、なお従前の例による。」

2 前条の規定による改正後の国際受刑者移送法第二十一条の規定によりみなして適用される新少年法第六十八条本文の規定は、この法律の施行後に国際受刑者移送法第二条第十一号の受入移送犯罪を犯した者に係る少年法第六十一条の記事又は写真の掲載について適用し、この法律の施行前に同号の受入移送犯罪を犯した者に係る同条の記事又は写真の掲載については、なお従前の例による。

(刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律の一部改正)

第十四條 刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二百八十六条中「及び第七十三条第五項」を「第七十三条第五項、第七十三条の四第三項及び第七十六条第四項」に改める。

(重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律の一部改正)

第十五條 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律(平成二十六年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「成人(満二十歳以上の者をいう。次号において同じ。))」を「二十歳以上の者」に改め、同号八中「又は第二十四条第一項」を「第二十四条第一項又は第六十四条第一項」に改め、同項第三号中「成人」を「二十歳以上の者」に改める。

(少年鑑別所法の一部改正)

第十六條 少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号中「保護処分」の下に「少年法第六十六条第一項」を加える。

第十八條 第一項中「又は」を「、同法第六十四条第一項第三号の保護処分に係る同項の決定、同法第六十六条第一項の決定若しくは」に改め、「とき」の下に「、又は地方更生保護委員会から同法第七十三条の二第一項の決定の執行の囑託を受けたとき」を加える。

第七十四条第三項及び第八十一条第一項中「保護者」の下に「、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹」を加える。

第二百二十四条第二号中「若しくは第二十四条第一項」を「、第二十四条第一項、第六十四条第一項若しくは第六十六条第一項」に改める。

(公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七條 公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条から第十条までを削る。

附則第十一条中「少年法」の下に「昭和二十三年法律第百六十八号」を加え、同条を附則第五条とする。

(公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十八條 この法律の施行前にした行為に係る事件の家庭裁判所から検察官への送致については、前条の規定による改正前の公職選挙法等の一部を改正する法律(次項において「旧公職選挙法等」という。))附則第五条第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。

2 附則第六条に規定する者に対する人の資格に関する法令の適用については、旧公職選挙法等の一部改正法附則第五条第四項及び第六条の規定は、なおその効力を有する。

〔法務省設置法の一部改正〕

第十九条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第十條第一項第一号中「第二十四條第一項第三号」の下に「並びに第六十四條第一項第二号(同法第六十六條第一項の規定による決定を受けた場合に限る。)及び第三号」を加える。

内閣総理大臣 菅 義偉
総務大臣 武田 良太
法務大臣 上川 陽子

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年五月二十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第四十八号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第十七条」を「第十八条」に、「第十八条・第十九条」を「第十九条・第二十条」に、「第二十条」を「第二十一条」に改める。

第五条第一項中「の建築を」を「区分所有住宅(二以上の区分所有者(建物の区分所有者等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。)が存する住宅をいう。以下同じ。)を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。)の建築を」に、「の維持保全を」について長期優良住宅として維持保全に改め、同条第二項中「建築後の住宅を譲り受けてその維持保全を行うとする者(以下「譲受人」という。)に譲渡しよう」を「その建築後の住宅を他の者に譲渡してその者(以下この条、第九条第一項及び第十三条第二項において「譲受人」という。)において当該建築後の住宅について長期優良住宅として維持保全を行うとする場合における当該譲渡をしよう」に、「以下「分譲事業者」を「二次項、第九条第一項及び第十三条第二項において「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、同条第四項第四号中「又は第二項」を「第二項又は前項」に改め、同号ハを削り、同項第五号中「前項」を「第三項又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 住宅(複数の者に譲渡することにより区分所有住宅とするものに限る。)の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、当該区分所有住宅の管理者等(建物の区分所有者等に関する法律第三条若しくは第六十五条に規定する団体について同法第二十五条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定により選任された管理者又は同法第四十七条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定による法人について同法第四十九条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定により置かれた理事をいう。以下同じ)において

当該建築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行うとする場合における当該譲渡をしようとする者(第九条第三項及び第十三条第三項において「区分所有住宅分譲事業者」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

5 区分所有住宅の増築又は改築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、その増築又は改築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行うとする当該区分所有住宅の管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

第六条第一項中「第三項まで」を「第五項まで」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「前条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「又は第二項」を「第二項又は第五項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであること。

第六条第二項中「第三項」を「第五項」に改める。
第七條中「第五條第四項第四号ハ(一)に規定する団体若しくは法人又は同号ハ(二)に規定する他の者(第十四條第二項において「管理組合等」という。))であつて、当該長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されたものを含む。」を削る。
第九条第一項中「分譲事業者」を「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、「以下「計画の認定」という。」を削り、「第五条第四項第四号イからハまで」を「第五条第六項第四号イ及びロ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第一項の規定による第八條第一項の変更の」とする。
3 第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第五条第六項第四号イ及びロに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該管理者等と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。

4 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第三項の規定による第八條第一項の変更の」とする。
第十条中「計画の認定を」を「第六条第一項の認定(第五条第五項の規定による認定の申請に基づくものを除き、第八条第一項の変更の認定(前条第一項の規定による第八條第一項の変更の認定を含む。))を含む。」に改め、「(以下「認定計画実施者」という。))を削り、「計画の認定に」を「当該認定に」に改め、同条第一号中「認定計画実施者」を「当該認定を受けた者」に改め、同条第二号中「認定計画実施者」を「当該認定を受けた者」に、「第五条第四項第四号イ」を「第五条第六項第四号イ」に改める。

第十一条第一項中「認定計画実施者」を「第六条第一項の認定(第八条第一項の変更の認定(第九条第一項又は第三項の規定による第八條第一項の変更の認定を含む。))を含む。第十四条において「計画の認定」という。を受けた者(以下「認定計画実施者」という。))に改める。
第十二條中「及び」を「又は」に改める。

少年法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

○	少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（第一条関係）	1
○	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（第二条関係）	14
○	少年院法（平成二十六年法律第五十八号）（第三条関係）	36
○	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（附則第九条関係）	43
○	売春防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）（附則第十条関係）	45
○	少年の保護事件に係る補償に関する法律（平成四年法律第八十四号）（附則第十一条関係）	49
○	国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）（附則第十二条関係）	51
○	刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（附則第十四条関係）	54
○	重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の 実施に関する法律（平成二十六年法律第五十七号）（附則第十五条関係）	55
○	少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）（附則第十六条関係）	57
○	公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）（附則第十七条関係）	60
○	法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）（附則第十九条関係）	64

少年法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 記事等の掲載の禁止（第六十一条）</p> <p>第五章 特定少年の特例</p> <p>第一節 保護事件の特例（第六十二条―第六十六条）</p> <p>第二節 刑事事件の特例（第六十七条）</p> <p>第三節 記事等の掲載の禁止の特例（第六十八条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「少年」とは、二十歳に満たない者をいう。</p> <p>2 この法律において「保護者」とは、少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。</p> <p>（判事補の職権）</p> <p>第四条 第二十条第一項の決定以外の裁判は、判事補が一人でこれを行うことができる。</p> <p>（付添人）</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第六十一条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（少年、成人、保護者）</p> <p>第二条 この法律で「少年」とは、二十歳に満たない者をいい、「成人」とは、満二十歳以上の者をいう。</p> <p>2 この法律で「保護者」とは、少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。</p> <p>（判事補の職権）</p> <p>第四条 第二十条の決定以外の裁判は、判事補が一人でこれを行うことができる。</p> <p>（付添人）</p>

第十条 少年並びにその保護者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、家庭裁判所の許可を受けて、付添人を選任することができる。ただし、弁護士を付添人に選任するには、家庭裁判所の許可を要しない。

2 (略)

(呼出し及び同行)

第十一条 家庭裁判所は、事件の調査又は審判について必要があると認めるときは、少年又は保護者に対して、呼出状を發して、その呼出しをすることができる。

2 家庭裁判所は、少年又は保護者が、正当な理由がなく、前項の規定による呼出しに応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、その少年又は保護者に対して、同行状を發して、その同行をすることができる。

(緊急の場合の同行)

第十二条 家庭裁判所は、少年が保護のため緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要であると認めるときは、前条第二項の規定にかかわらず、その少年に対して、同行状を發して、その同行をすることができる。

2 (略)

(決定の執行)

第二十六条 家庭裁判所は、第十七条第一項第二号、第十七条の四第一項並びに第二十四条第一項第二号及び第三号の決定をしたときは、家庭裁判所調査官、裁判

第十条 少年及び保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、付添人を選任することができる。ただし、弁護士を付添人に選任するには、家庭裁判所の許可を要しない。

2 (略)

(呼出、同行)

第十一条 家庭裁判所は、事件の調査又は審判について必要があると認めるときは、少年又は保護者に対して、呼出状を發することができる。

2 家庭裁判所は、正当な理由がなく前項の呼出に応じない者に対して、同行状を發することができる。

(緊急の場合の同行)

第十二条 家庭裁判所は、少年が保護のため緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要であると認めるときは、前条第二項の規定にかかわらず、その少年に対して、同行状を發することができる。

2 (略)

(決定の執行)

第二十六条 家庭裁判所は、第十七条第一項第二号、第十七条の四第一項、第十八条、第二十条及び第二十四条第一項の決定をしたときは、家庭裁判所調査官、裁判

所書記官、法務事務官、法務教官、警察官、保護観察官又は児童福祉司をして、その決定を執行させることができる。

2 家庭裁判所は、第十七条第一項第二号、第十七条の四第一項並びに第二十四条第一項第二号及び第三号の決定を執行するため必要があるときは、少年に対して、呼出状を發して、その呼出しをすることができる。

3 家庭裁判所は、少年が、正当な理由がなく、前項の規定による呼出しに応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、その少年に対して、同行状を發して、その同行をすることができる。

4 家庭裁判所は、少年が保護のため緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その少年に対して、同行状を發して、その同行をすることができる。

5・6 (略)

(少年鑑別所収容の一時継続)

第二十六条の二 家庭裁判所は、第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十三条第二項又は第二十四条第一項の決定をする場合において、必要と認めるときは、決定をもつて、少年を引き続き相当期間少年鑑別所に収容することができる。ただし、その期間は、七日を超えることはできない。

(保護処分取消し)
第二十七条の二 (略)

判所書記官、法務事務官、法務教官、警察官、保護観察官又は児童福祉司をして、その決定を執行させることができる。

2 家庭裁判所は、第十七条第一項第二号、第十七条の四第一項、第十八条、第二十条及び第二十四条第一項の決定を執行するため必要があるときは、少年に対して、呼出状を發することができる。

3 家庭裁判所は、正当な理由がなく前項の呼出しに応じない者に対して、同行状を發することができる。

4 家庭裁判所は、少年が保護のため緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その少年に対して、同行状を發することができる。

5・6 (略)

(少年鑑別所収容の一時継続)

第二十六条の二 家庭裁判所は、第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について、第十八条から第二十条まで、第二十三条第二項又は第二十四条第一項の決定をする場合において、必要と認めるときは、決定をもつて、少年を引き続き相当期間少年鑑別所に収容することができる。但し、その期間は、七日を超えることはできない。

(保護処分取消し)
第二十七条の二 (略)

2 5 (略)

6 前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による第二十四条第一項の保護処分^の取消しの事件の手續は、その性質に反しない限り、同項の保護処分に係る事件の手續の例による。

(検察官へ送致後の取扱い)

第四十五条 家庭裁判所が、第二十条第一項の規定によつて事件を検察官に送致したときは、次の例による。

一 五 (略)

六 第十条第一項の規定により選任された弁護士である付添人は、これを弁護士とみなす。

七 (略)

(取扱いの分離)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設においては、少年(刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第二条第四号の受刑者(同条第八号の未決拘禁者としての地位を有するものを除く。))を除く。)を二十歳以上の者と分離して收容しなければならない。

(懲役又は禁錮の執行)

第五十六条 (略)

2 本人が二十六歳に達するまでは、前項の規定による執行を継続することができる。

2 5 (略)

6 前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による保護処分^の取消しの事件の手續は、その性質に反しない限り、保護事件の例による。

(検察官へ送致後の取扱い)

第四十五条 家庭裁判所が、第二十条の規定によつて事件を検察官に送致したときは、次の例による。

一 五 (略)

六 少年又は保護者が選任した弁護士である付添人は、これを弁護士とみなす。

七 (略)

(取扱いの分離)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設においては、少年(刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第二条第四号の受刑者(同条第八号の未決拘禁者としての地位を有するものを除く。))を除く。)を成人と分離して收容しなければならない。

(懲役又は禁錮の執行)

第五十六条 (略)

2 本人が満二十歳に達した後でも、満二十六歳に達するまでは、前項の規定による執行を継続することができる。

3 (略)

第四章 記事等の掲載の禁止

(削る)
第六十一条 (略)

第五章 特定少年の特例

第一節 保護事件の特例

(検察官への送致についての特例)

第六十二条 家庭裁判所は、特定少年（十八歳以上の少年をいう。以下同じ。）に係る事件については、第二十条の規定にかかわらず、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

2 | 前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、特定少年に係る次に掲げる事件については、同項の決定をしな
ければならない。ただし、調査の結果、犯行の動機、
態様及び結果、犯行後の情況、特定少年の性格、年齢
、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外
の措置を相当と認めるときは、この限りでない。
一 | 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事
件であつて、その罪を犯すとき十六歳以上の少年に
係るもの

きる。

3 (略)

第四章 雑則

(記事等の掲載の禁止)
第六十一条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るもの（前号に該当するものを除く。）

第六十三条 家庭裁判所は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。他の法律において準用する場合を含む。）及び政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）に規定する罪の事件（次項に規定する場合に係る同項に規定する罪の事件を除く。）であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るものについて、前条第一項の規定により検察官に送致するかどうかを決定するに当たつては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

2 家庭裁判所は、公職選挙法第二百四十七条の罪又は同法第二百五十一条の二第二項各号に掲げる者が犯した同項に規定する罪、同法第二百五十一条の三第一項の組織的選挙運動管理者等が犯した同項に規定する罪若しくは同法第二百五十一条の四第一項各号に掲げる者が犯した同項に規定する罪の事件であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るものについて、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、前条第一項の規定にかかわらず、同項の決定をしなければならぬ。この場合においては、同条第二項ただし書の規定を準用する。

（保護処分についての特例）

第六十四条 第二十四条第一項の規定にかかわらず、家

（新設）

（新設）

-
- 庭裁判所は、第二十三条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、少年が特定少年である場合には、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において、決定をもつて、次の各号に掲げる保護処分がいずれかをしなければならぬ。ただし、罰金以下の刑に当たる罪の事件については、第一号の保護処分に限る、これを行うことができる。
- 一 六月の保護観察所の保護観察に付すること。
 - 二 二年の保護観察所の保護観察に付すること。
 - 三 少年院に送致すること。
- 2 | 前項第二号の保護観察においては、第六十六条第一項に規定する場合に、同項の決定により少年院に収容することができるとし、家庭裁判所は、同号の保護処分をするときは、その決定と同時に、一年以下の範囲内において犯情の軽重を考慮して同項の決定により少年院に収容することができる期間を定めなければならない。
- 3 | 家庭裁判所は、第一項第三号の保護処分をするときは、その決定と同時に、三年以下の範囲内において犯情の軽重を考慮して少年院に収容する期間を定めなければならない。
- 4 | 勾留され又は第十七条第一項第二号の措置がとられた特定少年については、未決勾留の日は、その全部又は一部を、前二項の規定により定める期間に算入することができる。
- 5 | 第一項の保護処分においては、保護観察所の長をして、家庭その他の環境調整に関する措置を行わせることができる。
-

(この法律の適用関係)

第六十五条 第三条第一項(第三号に係る部分に限る。)

2) の規定は、特定少年については、適用しない。

2) 第十二条、第二十六条第四項及び第二十六条の二の規定は、特定少年である少年の保護事件(第二十六条の四第一項の規定による保護処分に係る事件を除く。)

3) 第二十七条の二第五項の規定は、少年院に収容中の

者について、前条第一項第二号又は第三号の保護処分を取り消した場合には、適用しない。

4) 特定少年である少年の保護事件に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条	第二十条第一項	第六十二条第一項
第十七条の二第二項ただし書、第三十二条ただし書及び第三十五条第一項ただし書(第十七条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。)	選任者である保護者	第六十二条第一項の特定少年
第二十三条第一	又は第二十条	、第六十二条又

(新設)

項		は第六十三条第二項
第二十四条の二第一項	前条第一項	第六十四条第一項
第二十五条第一項及び第二十七条の二第六項	第二十四条第一項	第六十四条第一項
第二十六条第一項及び第二項	並びに第二十四条第一項第二号及び第三号	及び第六十四条第一項第三号
第二十六条の三	第二十四条第一項第三号	第六十四条第一項第三号
第二十八条	第二十四条又は第二十五条	第二十五条又は第六十四条

(保護観察中の者に対する収容決定)

第六十六条 更生保護法第六十八条の二の申請があつた場合において、家庭裁判所は、審判の結果、第六十四条第一項第二号の保護処分を受けた者がその遵守すべき事項を遵守しなかつたと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければ本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、これを少年院に収容する旨の決定をしなければならぬ。ただし、この項の決定により既に少年院に収容した期間が通算して同条第二項の規定により定められた期間に達しているときは、この限りでない。

2 次項に定めるもののほか、前項の決定に係る事件の

(新設)

手続は、その性質に反しない限り、この法律（この項を除く。）の規定による特定少年である少年の保護事件の手続の例による。

3 | 第一項の決定をする場合においては、前項の規定によりその例によることとされる第十七条第一項第二号の措置における収容及び更生保護法第六十八条の第三項の規定による留置の日数は、その全部又は一部を、第六十四条第二項の規定により定められた期間に算入することができる。

第二節 刑事事件の特例

第六十七条 第四十一条及び第四十三条第三項の規定は、特定少年の被疑事件（同項の規定については、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定があつたものに限る。）については、適用しない。

2 | 第四十八条第一項並びに第四十九条第一項及び第三項の規定は、特定少年の被疑事件（第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定があつたものに限る。）の被疑者及び特定少年である被告人については、適用しない。

3 | 第四十九条第二項の規定は、特定少年に対する被告事件については、適用しない。

4 | 第五十二条、第五十四条並びに第五十六条第一項及び第二項の規定は、特定少年については、適用しない。

5 | 第五十八条及び第五十九条の規定は、特定少年のとき刑の言渡しを受けた者については、適用しない。

（新設）

（新設）

6 第六十条の規定は、特定少年のとき犯した罪により刑に処せられた者については、適用しない。

7 特定少年である少年の刑事事件に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十五条	第二十条第一項	第六十二条第一項
第四十五条の三 第一項及び第四 十六条第一項	第二十四条第一 項	第六十四条第一 項

第三節 記事等の掲載の禁止の特例

第六十八条 第六十一条の規定は、特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合における同条の記事又は写真については、適用しない。ただし、当該罪に係る事件について刑事訴訟法第四百六十一条の請求がされた場合（同法第四百六十三条第一項若しくは第二項又は第四百六十八条第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなつた場合を除く。）は、この限りでない。

附 則

（施行期日）
第一条 （略）

（新設）

（新設）

附 則

（施行期日）
第六十二条 （略）

(経過規定)

第二条 この附則において「旧法」とは、従前の少年法
(大正十一年法律第四十二号)をいう。

(削る)

(削る)

(経過規定)

第六十三条 この附則で「新法」とは、この法律による
改正後の少年法をいい、「旧法」とは、従前の少年法
(大正十一年法律第四十二号)をいう。

2 この法律施行の際少年審判所に係属中の事件は、こ
れを家庭裁判所に係属したものとみなす。

3 前項の場合において、旧法第三十七条の規定により
なされた処分は、次の例に従い、これを新法第十七条
の規定によりなされた措置とみなす。

旧法第三十七条

新法第十七条

第一項第一号から第四号ま
での処分

第一項第一号の措
置

第二項の処分

第一項第二号の措
置

(削る)

4 旧法第四条第一項第五号から第九号までの保護処分
は、次の例に従い、これを新法第二十四条又は第二十
五条の規定によりなされたものとみなす。

旧法第四条

新法

第一項第五号(保護団体に
委託する保護処分を除く。
)及び第九号の保護処分

第二十五条第一項
及び第二項第三号

第一項第五号中保護団体に
委託する保護処分及び第六
号の保護処分

第二十四条第一項
第一号

第一項第七号の保護処分

第二十四条第一項
第二号

第一項第八号の保護処分

第二十四条第一項
第三号

(削る)

(削る)

第三条

(略)

第四条

(略)

第五条

(略)

(削る)

5| 前二項に規定するものの外、旧法の規定によりなされた処分は、この法律の相当規定によりなされたものとみなす。

第六十四条 この法律施行前言渡を受けた刑においては、第五十八条及び第五十九条の適用については、「第五十一条」及び「第五十二条第一項及び第二項」とあるのは、それぞれ、「旧法第七条第一項」及び「旧法第八条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第六十五条

(略)

第六十六条

(略)

第六十七条

(略)

第六十八条 この法律施行後二年間、第二条第一項の規定にかかわらず、少年は、これを十八歳に満たない者とし、成人は、これを満十八歳以上の者とする。

2| 前項の適用については、第四十五条第三号、第四十七条第二項、第四十八条第三項及び第五十六条第二項の「二十歳」とあるのは、これを「十八歳」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 仮釈放等</p> <p>第一節 第三節（略）</p> <p>第四節 収容中の者の退院（第四十六条―第四十七 条の三）</p> <p>第三章 第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第十六条 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」と いう。）は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 少年院からの仮退院中の者について、少年院に戻 して収容する旨の決定の申請をし、又は仮退院を許 す処分を取り消すこと。</p> <p>五 九（略）</p> <p>（合議体）</p> <p>第二十三条 地方委員会は、次に掲げる事項については 、三人の委員をもって構成する合議体で、その権限を 行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第三十五条第一項（第四十二条及び第四十七条の</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 仮釈放等</p> <p>第一節 第三節（略）</p> <p>第四節 収容中の者の退院（第四十六条・第四十七 条）</p> <p>第三章 第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第十六条 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」と いう。）は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 少年院からの仮退院中の者について、少年院に戻 して収容する旨の決定の申請をすること。</p> <p>五 九（略）</p> <p>（合議体）</p> <p>第二十三条 地方委員会は、次に掲げる事項については 、三人の委員をもって構成する合議体で、その権限を 行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第三十五条第一項（第四十二条及び売春防止法（</p>

三並びに売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審理の開始に係る判断

三 第三十九条第四項（第四十二条及び第四十七条の三並びに売春防止法第二十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審理の再開に係る判断

四 （略）
2・3 （略）

（仮退院を許す処分）

第四十一条 地方委員会は、保護処分の執行のため少年院に收容されている者（第六十八条の五第一項に規定する收容中の特定保護観察処分少年を除く。第四十六条第一項において同じ。）について、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき、その他仮に退院させることが改善更生のために特に必要であると認めるときは、決定をもつて、仮退院を許すものとする。

（少年法第二十四条第一項第三号又は第六十四条第一項第三号の保護処分の執行のため少年院に收容中の者の退院を許す処分）

第四十六条 地方委員会は、保護処分の執行のため少年院に收容されている者について、少年院の長の申出があつた場合において、退院させてその保護処分を終了させるのを相当と認めるとき（二十三歳を超えて少年

昭和三十一年法律第百十八号）第二十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審理の開始に係る判断

三 第三十九条第四項（第四十二条及び売春防止法第二十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審理の再開に係る判断

四 （略）
2・3 （略）

（仮退院を許す処分）

第四十一条 地方委員会は、保護処分の執行のため少年院に收容されている者について、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき、その他仮に退院させることが改善更生のために特に必要であると認めるときは、決定をもつて、仮退院を許すものとする。

（少年院に收容中の者の退院を許す処分）

第四十六条 地方委員会は、保護処分の執行のため少年院に收容されている者について、少年院の長の申出があつた場合において、退院を相当と認めるとき（二十三歳を超えて少年院に收容されている者については、

院に收容されている者については、少年院法第百三十九条第一項に規定する事由に該当しなくなつたと認めるときその他退院させてその保護処分を終了させるのを相当と認めるとき）は、決定をもつて、これを許さなければならぬ。

2
(略)

(收容中の特定保護観察処分少年の退院を許す処分)

第四十七条の二 地方委員会は、第六十八条の五第一項に規定する收容中の特定保護観察処分少年について、少年院法第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達し、退院させて再び保護観察を実施することが改善更生のために相当であると認めるとき、その他退院させて再び保護観察を実施することが改善更生のために特に必要であると認めるときは、決定をもつて、その退院を許すものとする。

(準用)

第四十七条の三 第三十五条、第三十六条、第三十七条第二項及び第三項、第三十八条並びに第三十九条第二項から第五項までの規定は、前条の規定による少年院からの退院について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「前条」とあるのは「少年院法第百三十六条の二」と、第三十八条第一項中「刑」とあるのは「保護処分」と、「犯罪」とあるのは「犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為」と、第三十九条第三項中「ものとする」とあるのは「ことができる」と読み替えるものとする。

少年院法第百三十九条第一項に規定する事由に該当しなくなつたと認めるときその他退院を相当と認めるとき）は、決定をもつて、これを許さなければならぬ。

2
(略)

(新設)

(新設)

(保護観察の対象者)

第四十八条 次に掲げる者(以下「保護観察対象者」という。)に対する保護観察の実施については、この章の定めるところによる。

- 一 少年法第二十四条第一項第一号又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号の保護処分が付されている者(以下「保護観察処分少年」という。)
- 二 四 (略)

(一般遵守事項)

第五十条 保護観察対象者は、次に掲げる事項(以下「一般遵守事項」という。)を遵守しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 保護観察に付されたときは、速やかに、住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にその届出をすること(第三十九条第三項(第四十二条において準用する場合を含む。))又は第七十八条の二第一項において準用する第六十八条の七第一項の規定により住居を特定された場合及び次条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合を除く。)

四 前号の届出に係る住居(第三十九条第三項(第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。))又は第六十八条の七第一項(第七十八条の二第一項において準用する場合を含む。))の規定により住居を特定された場合には当該住居、次号の転

(保護観察の対象者)

第四十八条 次に掲げる者(以下「保護観察対象者」という。)に対する保護観察の実施については、この章の定めるところによる。

- 一 少年法第二十四条第一項第一号の保護処分が付されている者(以下「保護観察処分少年」という。)
- 二 四 (略)

(一般遵守事項)

第五十条 保護観察対象者は、次に掲げる事項(以下「一般遵守事項」という。)を遵守しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 保護観察に付されたときは、速やかに、住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にその届出をすること(第三十九条第三項(第四十二条において準用する場合を含む。))次号において同じ。又は第七十八条の二第一項の規定により住居を特定された場合及び次条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合を除く。)

四 前号の届出に係る住居(第三十九条第三項又は第七十八条の二第一項の規定により住居を特定された場合には当該住居、次号の転居の許可を受けた場合には当該許可に係る住居)に居住すること(次条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定

居の許可を受けた場合には当該許可に係る住居)に
居住すること(次条第二項第五号の規定により宿泊
すべき特定の場所を定められた場合を除く。)

五 転居(第四十七条の二の決定又は少年法第六十四
条第二項の規定により定められた期間(以下「収容
可能期間」という。))の満了により釈放された場合に
前号の規定により居住することとされている住居
に転居する場合を除く。)又は七日以上の旅行をす
るときは、あらかじめ、保護観察所の長の許可を受
けること。

2 刑法第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯
した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四
条第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを
受けた者(以下「保護観察付一部猶予者」という。)
が仮釈放中の保護観察に引き続きこれらの規定による
保護観察に付されたときは、第七十八条の二第一項に
おいて準用する第六十八条の七第一項の規定により住
居を特定された場合及び次条第二項第五号の規定によ
り宿泊すべき特定の場所を定められた場合を除き、仮
釈放中の保護観察の終了時に居住することとされてい
た前項第三号の届出に係る住居(第三十九条第三項の
規定により住居を特定された場合には当該住居、前項
第五号の転居の許可を受けた場合には当該許可に係る
住居)につき、同項第三号の届出をしたものとみなす。

(特別遵守事項)
第五十一条 (略)

められた場合を除く。)

五 転居又は七日以上の旅行をするときは、あらかじ
め、保護観察所の長の許可を受けること。

2 刑法第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯
した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四
条第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを
受けた者(以下「保護観察付一部猶予者」という。)
が仮釈放中の保護観察に引き続きこれらの規定による
保護観察に付されたときは、第七十八条の二第一項の
規定により住居を特定された場合及び次条第二項第五
号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場
合を除き、仮釈放中の保護観察の終了時に居住するこ
ととされていた前項第三号の届出に係る住居(第三十
九条第三項の規定により住居を特定された場合には当
該住居、前項第五号の転居の許可を受けた場合には当
該許可に係る住居)につき、同項第三号の届出をした
ものとみなす。

(特別遵守事項)
第五十一条 (略)

2 特別遵守事項は、次条に定める場合を除き、第五十二条の定めるところにより、これに違反した場合に第七十二条第一項及び第七十三条の二第一項、刑法第二十六条の二、第二十七条の五及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項及び第六十六条第一項に規定する処分がされることがあることを踏まえ、次に掲げる事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定めるものとする。

一〇七 (略)

(特別遵守事項の設定及び変更)

第五十二条 保護観察所の長は、保護観察処分少年について、法務省令で定めるところにより、少年法第二十条第一項第一号又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号の保護処分をした家庭裁判所の意見を聴き、これに基づいて、特別遵守事項を定めることができる。これを変更するときも、同様とする。

二〇六 (略)

(一般遵守事項の通知)

第五十四条 保護観察所の長は、少年法第二十四条第一項第一号若しくは第六十四条第一項第一号若しくは第二号の保護処分があったとき又は刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しがあつたときは、法務省令で定めるところにより、保護観察処分少年又は保護観察付執行猶予者に対し、一般遵守事項の内容を記載した書面を交付しなければなら

2 特別遵守事項は、次条に定める場合を除き、第五十二条の定めるところにより、これに違反した場合に第七十二条第一項、刑法第二十六条の二、第二十七条の五及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項に規定する処分がされることがあることを踏まえ、次に掲げる事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定めるものとする。

一〇七 (略)

(特別遵守事項の設定及び変更)

第五十二条 保護観察所の長は、保護観察処分少年について、法務省令で定めるところにより、少年法第二十条第一項第一号の保護処分をした家庭裁判所の意見を聴き、これに基づいて、特別遵守事項を定めることができる。これを変更するときも、同様とする。

二〇六 (略)

(一般遵守事項の通知)

第五十四条 保護観察所の長は、少年法第二十四条第一項第一号の保護処分があったとき又は刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しがあつたときは、法務省令で定めるところにより、保護観察処分少年又は保護観察付執行猶予者に対し、一般遵守事項の内容を記載した書面を交付しなければなら

い。

2 刑事施設の長又は少年院の長は、第三十九条第一項の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったこと（その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった時は、その刑の執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなったこと。次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了により保護処分^レの執行のため収容している者を釈放するときは、法務省令で定めるところにより、その者に対し、一般遵守事項の内容を記載した書面を交付しなければならぬ。

（特別遵守事項の通知）

2 第五十五条（略）

2 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項（その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。）が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったこ

2

2 刑事施設の長又は少年院の長は、第三十九条第一項の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったこと（その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった時は、その刑の執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなったこと。次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条の決定により保護処分^レの執行のため収容している者を釈放するときは、法務省令で定めるところにより、その者に対し、一般遵守事項の内容を記載した書面を交付しなければならぬ。

（特別遵守事項の通知）

2 第五十五条（略）

2 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項（その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。）が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったこ

とによる積放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分^{（一）}の執行のため收容している者について第四十一条の決定による積放の時までに特別遵守事項が定められたとき、若しくは第四十七条の二の決定若しくは收容可能期間の満了による積放の時までに特別遵守事項が定められたときは、法務省令で定めるところにより、その積放の時に当該特別遵守事項（積放の時までに変更された場合には、変更後のもの）の内容を記載した書面を交付しなければならぬ。ただし、その積放の時までに当該特別遵守事項が取り消されたときは、この限りでない。

（出頭の命令及び引致）

第六十三条（略）

257（略）

8 第二項又は第三項の引致状により引致された者については、引致すべき場所に引致された時から二十四時間以内に積放しなければならぬ。ただし、その時間内に第六十八条の三第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項の規定によりその者が留置されたときは、この限りでない。

9 地方委員会が行う第一項の規定による命令、第三項の規定による引致に係る判断及び前項本文の規定による積放に係る判断は、三人の委員をもって構成する合議体（第七十一条の規定による申請、第七十三条の二第一項の決定、第七十五条第一項の決定又は第八十一条第五項の決定をするか否かに関する審理の開始後に

とによる積放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分^{（一）}の執行のため收容している者について第四十一条の決定による積放の時までに特別遵守事項が定められたときは、法務省令で定めるところにより、その積放の時に当該特別遵守事項（積放の時までに変更された場合には、変更後のもの）の内容を記載した書面を交付しなければならぬ。ただし、その積放の時までに当該特別遵守事項が取り消されたときは、この限りでない。

（出頭の命令及び引致）

第六十三条（略）

257（略）

8 第二項又は第三項の引致状により引致された者については、引致すべき場所に引致された時から二十四時間以内に積放しなければならぬ。ただし、その時間内に第七十三条第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項の規定によりその者が留置されたときは、この限りでない。

9 地方委員会が行う第一項の規定による命令、第三項の規定による引致に係る判断及び前項本文の規定による積放に係る判断は、三人の委員をもって構成する合議体（第七十一条の規定による申請、第七十五条第一項の決定又は第八十一条第五項の規定による決定をするか否かに関する審理の開始後においては、当該審理

10 おいては、当該審理を担当する合議体）で行う。ただし、前項本文の規定による釈放に係る地方委員会の判断については、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。
(略)

(少年法第二十四条第一項第一号の保護処分の期間)
第六十六条 保護観察処分少年(少年法第二十四条第一

項第一号の保護処分に付されているものに限る。次条及び第六十八条において同じ。)に対する保護観察の期間は、当該保護観察処分少年が二十歳に達するまで(その期間が二年に満たない場合には、二年)とする。ただし、同条第三項の規定により保護観察の期間が定められたときは、当該期間とする。

(家庭裁判所への通告等)
第六十八条 (略)

2 前項の規定による通告があった場合において、当該通告に係る保護観察処分少年が十八歳以上であるときは、これを十八歳に満たない少年法第二十一条の少年とみなして、同法第二章の規定を適用する。

3 家庭裁判所は、前項の規定により十八歳に満たない少年法第二十一条の少年とみなされる保護観察処分少年に対して同法第二十四条第一項第一号又は第三号の保護処分をする場合において、当該保護観察処分少年が二十歳以上であるときは、保護処分の決定と同時に、その者が二十三歳を超えない期間内において、保護観察の期間又は少年院に收容する期間を定めなければ

を担当する合議体）で行う。ただし、前項本文の規定による釈放に係る地方委員会の判断については、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。
(略)

(少年法第二十四条第一項第一号の保護処分の期間)
第六十六条 保護観察処分少年に対する保護観察の期間

は、当該保護観察処分少年が二十歳に達するまで(その期間が二年に満たない場合には、二年)とする。ただし、第六十八条第三項の規定により保護観察の期間が定められたときは、当該期間とする。

(家庭裁判所への通告等)
第六十八条 (略)

2 前項の規定による通告があった場合において、当該通告に係る保護観察処分少年が二十歳以上であるときは、これを少年法第二十一条の少年とみなして、同法第二章の規定を適用する。

3 家庭裁判所は、前項の規定により少年法第二十一条の少年とみなされる保護観察処分少年に対して同法第二十四条第一項第一号又は第三号の保護処分をするときは、保護処分の決定と同時に、その者が二十三歳を超えない期間内において、保護観察の期間又は少年院に收容する期間を定めなければならない。

ばならない。

(少年法第六十六条第一項の決定の申請)

第六十八条の二 保護観察所の長は、特定保護観察処分少年（保護観察処分少年のうち、少年法第六十四条第一項第二号の保護処分に付されているものをいう。以下同じ。）が、遵守事項を遵守せず、その程度が重いと認めるときは、同法第六十六条第一項の決定の申請をすることができる。ただし、当該特定保護観察処分少年について、その収容可能期間が満了しているときは、この限りでない。

(留置)

第六十八条の三 保護観察所の長は、第六十三条第二項の引致状により引致した特定保護観察処分少年について、前条の規定による申請をするか否かに関する審理を開始する必要があると認めるときは、当該特定保護観察処分少年を刑事施設又は少年鑑別所に留置することができる。

2 | 前項の規定による留置の期間は、引致すべき場所に引致した日から起算して十日以内とする。ただし、その期間中であっても、前条の規定による申請をする必要がなくなつたときその他留置の必要がなくなつたときは、直ちに特定保護観察処分少年を釈放しなければならない。

3 | 保護観察所の長は、第一項の規定により留置されている特定保護観察処分少年について、前条の規定による申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該

(新設)

(新設)

申請に係る家庭裁判所からの決定の通知があるまでの間又は少年法第六十六条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十七条第一項第二号の観護の措置がとられるまでの間、継続して留置することができる。ただし、留置の期間は、通じて二十日を超えることができない。

4 第一項の規定による留置については、審査請求をすることができない。

（收容中の特定保護観察処分少年の保護観察の停止）
第六十八条の四 特定保護観察処分少年について、少年法第六十六条第一項の決定があつたときは、第四十七条の二の決定による釈放までの間又は收容可能期間の満了までの間、当該特定保護観察処分少年の保護観察は、停止するものとする。

2 前項の規定により保護観察を停止されている特定保護観察処分少年については、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条、第五十三条、第五十六条から第五十八条まで、第六十条から第六十五条の四まで、第六十八条の二、第六十九条及び第七十条の規定は、適用しない。

3 特定保護観察処分少年の保護観察の期間は、少年法第六十六条第一項の決定によってその進行を停止し、第四十七条の二の決定により釈放された時又は收容可能期間が満了した時からその進行を始める。

（收容中の特定保護観察処分少年に係る特別遵守事項の設定等）

（新設）

第六十八条の五 地方委員会は、少年法第六十六条第一項の決定により少年院に収容されている特定保護観察処分少年（以下「収容中の特定保護観察処分少年」という。）について、第四十七条の二の決定による釈放の時又は収容可能期間の満了の時までに、法務省令で定めるところにより、決定をもって、特別遵守事項を定め、又は変更することができる。

2 地方委員会は、収容中の特定保護観察処分少年について定められている特別遵守事項につき、必要がなくなつたと認めるときは、第四十七条の二の決定による釈放までの間又は収容可能期間の満了までの間に、法務省令で定めるところにより、決定をもって、これを取り消すものとする。

3 収容中の特定保護観察処分少年について、少年法第六十六条第一項の決定があつたときにその者に対する保護観察をつかさどつていた保護観察所の長（第四十七条の三において準用する第三十九条第三項の規定又は第六十八条の七第一項の規定により当該収容中の特定保護観察処分少年の住居が特定された場合には、その地を管轄する保護観察所の長）は、その保護観察の実施状況その他の事情を考慮し必要があると認めるときは、特別遵守事項の設定、変更又は取消しに関し、地方委員会に対して意見を述べるものとする。

（収容時又は収容中における特定保護観察処分少年に係る少年院の長との連携）

第六十八条の六 特定保護観察処分少年が少年法第六十六条第一項の決定により少年院に収容されたときは、

（新設）

（新設）

当該決定があつたときにその者に対する保護観察をつかさどつていた保護観察所の長は、その保護観察の実施状況その他の事情を考慮し、少年院における矯正教育に関し、少年院の長に対して意見を述べるものとする。

2 | 前条第三項の保護観察所の長は、收容中の特定保護観察処分少年について、少年院における矯正教育の状況を把握するとともに、必要があると認めるときは、第四十七条の二の決定による釈放後又は收容可能期間の満了後の保護観察の実施に関し、少年院の長の意見を聴くものとする。

(收容中の特定保護観察処分少年の住居の特定)

第六十八条の七 地方委員会は、收容中の特定保護観察処分少年について、收容可能期間の満了の時までに、第八十二条第一項の規定による住居の調整の結果に基づき、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、その者が居住すべき住居を特定することができる。

2 | 地方委員会は、前項の決定をした場合において、当該決定を受けた者について、收容可能期間の満了までの間に、当該決定により特定された住居に居住することが相当でないと認められる事情が生じたと認めるときは、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、住居の特定を取り消すものとする。

3 | 第三十六条第二項の規定は前二項の決定に関する審理における調査について、第三十七条第二項の規定は当該審理について、それぞれ準用する。

(新設)

(保護観察の一時解除)

第七十条 (略)

2 前項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年については、第四十九条、第五十一条、第五十二条から第五十九条まで、第六十一条、第六十二条、第六十五条から第六十五条の四まで及び第六十七条から第六十八条の二までの規定は、適用しない。

3 第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年に対する第五十条第一項及び第六十三条の規定の適用については、同項中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは「第二号ロ及び第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居(第四十条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間(以下「収容可能期間」という。))の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。」「又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第七十条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項」とする。

4・5 (略)

6 前項の場合において、保護観察所の長は、保護観察処分少年が第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている間に第三項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項を遵守しなかった

(保護観察の一時解除)

第七十条 (略)

2 前項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年については、第四十九条、第五十一条、第五十二条から第五十九条まで、第六十一条、第六十二条、第六十五条から第六十五条の四まで、第六十七条及び第六十八条の規定は、適用しない。

3 第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年に対する第五十条第一項及び第六十三条の規定の適用については、同項中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは「第二号ロ及び第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第七十条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項」とする。

4・5 (略)

6 前項の場合において、保護観察所の長は、保護観察処分少年が第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている間に第三項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項を遵守しなかった

ことを理由として、第六十七条第一項の規定による警告を發し、又は同条第二項若しくは第六十八条の二の規定による申請をすることができない。

(少年院への戻し收容の申請)

第七十一条 地方委員会は、保護観察所の長の申出により、少年院仮退院者(少年法第二十四条第一項第三号の保護処分が付されているものに限る。以下この条から第七十三条までにおいて同じ。)が遵守事項を遵守しなかったと認めるときは、当該少年院仮退院者を少年院に送致した家庭裁判所に対し、これを少年院に戻して收容する旨の決定の申請をすることができ、ただし、二十三歳に達している少年院仮退院者については、少年院法第三百九条第一項に規定する事由に該当すると認めるときに限る。

(少年院への戻し收容の決定)

第七十二条 (略)

2 4 (略)

5 前三項に定めるもののほか、第一項の決定に係る事件の手續は、その性質に反しない限り、十八歳に満たない少年の保護処分に係る事件の手續の例による。

(留置)

第七十三条 (略)

2 (略)

(削る)

ことを理由として、第六十七条第一項の規定による警告を發し、又は同条第二項の規定による申請をすることができない。

(少年院への戻し收容の申請)

第七十一条 地方委員会は、保護観察所の長の申出により、少年院仮退院者が遵守事項を遵守しなかったと認めるときは、当該少年院仮退院者を少年院に送致した家庭裁判所に対し、これを少年院に戻して收容する旨の決定の申請をすることができ、ただし、二十三歳に達している少年院仮退院者については、少年院法第三百九条第一項に規定する事由に該当すると認めるときに限る。

(少年院への戻し收容の決定)

第七十二条 (略)

2 4 (略)

5 前三項に定めるもののほか、第一項の決定に係る事件の手續は、その性質に反しない限り、少年の保護処分に係る事件の手續の例による。

(留置)

第七十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により留置されている少年院仮退院者について、第七十一条の規定による申請があったとき

3| 第一項の規定による留置及び前項ただし書の規定による釈放に係る判断は、三人の委員をもって構成する合議体（第七十一条の規定による申請をするか否かに関する審理の開始後においては、当該審理を担当する合議体）で行う。ただし、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。

4| 第六十八条の第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により留置されている少年院仮退院者及びその留置について準用する。この場合において、同条第三項中「前条」とあるのは「第七十一条」と、「少年法第六十六条第二項」とあるのは「第七十二条第五項」と読み替えるものとする。

5| 第十三条、第二十三条第三項並びに第二十五条第一項及び第二項の規定は第三項に規定する措置のための合議体又は委員による調査について、第二十三条第二項の規定は第三項の合議体の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「、地方更生保護委員会及び保護観察所の長」とあるのは、「及び保護観察所の長」と読み替えるものとする。
(削る)

は、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る家庭裁判所からの決定の通知があるまでの間又は少年法第七十条第一項第二号の観護の措置がとられるまでの間、継続して留置することができる。ただし、留置の期間は、通じて二十日を超えない。

4| 第一項の規定による留置及び第二項ただし書の規定による釈放に係る判断は、三人の委員をもって構成する合議体（第七十一条の規定による申請をするか否かに関する審理の開始後においては、当該審理を担当する合議体）で行う。ただし、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。
(新設)

5| 第十三条、第二十三条第三項並びに第二十五条第一項及び第二項の規定は前項に規定する措置のための合議体又は委員による調査について、第二十三条第二項の規定は前項の合議体の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「、地方更生保護委員会及び保護観察所の長」とあるのは、「及び保護観察所の長」と読み替えるものとする。

6| 第一項の規定による留置については、審査請求をすることができない。

(少年法第六十四条第一項第三号の保護処分が付されている少年院仮退院者の仮退院の取消し)

第七十三条の二 地方委員会は、保護観察所の長の申出により、少年院仮退院者（少年法第六十四条第一項第三号の保護処分が付されているものに限る。第七十三条の四第一項において同じ。）が遵守事項を遵守せず、少年院に収容するのを相当と認めるときは、決定をもって、第四十一条の規定による仮退院を許す処分を取り消すものとする。

2 | 前項の規定により仮退院を許す処分が取り消されたときは、仮退院中の日数は、少年法第六十四条第三項の規定により定められた期間に算入するものとする。

(決定の執行)

第七十三条の三 地方委員会は、前条第一項の決定をしたときは、保護観察官をして、その決定を執行させるものとする。ただし、必要があると認めるときは、刑事施設の長、少年鑑別所の長又は保護観察所の長にその執行を囑託することができる。

2 | 地方委員会は、前項の執行のため必要があると認めるときは、前条第一項の決定を受けた者に対し、出頭を命ずることができる。

3 | 地方委員会は、前条第一項の決定を受けた者について、正当な理由がないのに、前項の規定による出頭の命令に応ぜず、又は応じないおそれがあるときは、裁判官のあらかじめ発する引致状により、当該者を引致することができる。

4 | 第六十三条第四項から第八項までの規定は、前項の

(新設)

(新設)

引致状及び同項の規定による前条第一項の決定を受けた者の引致について準用する。この場合において、第六十三条第四項中「第二項の引致状は保護観察所の長の請求により、前項の引致状は」とあるのは「第七十三条の三第三項の引致状は、」と、同条第七項中「地方更生保護委員会が引致した場合においては委員又は保護観察官、保護観察所の長が引致した場合においては保護観察官」とあるのは「委員又は保護観察官」と、同条第八項ただし書中「第六十八条の三第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項の規定によりその者が留置された」とあるのは「第七十三条の三第一項の規定による執行が開始された」と読み替えるものとする。

5 | 地方委員会が行う第一項の規定による執行に係る判断、第二項の規定による命令、第三項の規定による引致に係る判断及び前項において準用する第六十三条第八項本文の規定による釈放に係る判断は、三人の委員をもって構成する合議体で行う。ただし、前項において準用する同条第八項本文の規定による釈放に係る地方委員会の判断については、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。

6 | 第十三条、第二十三条第三項並びに第二十五条第一項及び第二項の規定は前項に規定する措置のための合議体又は委員による調査について、第二十三条第二項の規定は前項の合議体の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「、地方更生保護委員会及び保護観察所の長」とあるのは、「及び保

「護観察所の長」と読み替えるものとする。

(少年法第六十四条第一項第三号の保護処分が付されている少年院仮退院者の留置)

第七十三条の四 地方委員会は、第六十三条第二項又は第三項の引致状により引致された少年院仮退院者について、第七十三条の二第一項の申出があり同項の決定をするか否かに関する審理を開始するときは、当該少年院仮退院者を刑事施設又は少年鑑別所に留置することができる。

2 第六十八条の三第四項並びに第七十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による留置について準用する。この場合において、同条第三項中「第七十一条の規定による申請」とあるのは、「第七十三条の二第一項の決定」と読み替えるものとする。

3 第十三条、第二十三条第三項並びに第二十五条第一項及び第二項の規定は前項において準用する第七十三条第三項に規定する措置のための合議体又は委員による調査について、第二十三条第二項の規定は前項において準用する第七十三条第三項の合議体の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「地方更生保護委員会及び保護観察所の長」とあるのは、「及び保護観察所の長」と読み替えるものとする。

2 第七十六条 (留置)
(略)

(新設)

2 第七十六条 (留置)
(略)

3 第六十八条の三第四項並びに第七十三条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による留置について準用する。この場合において、同条第三項中「第七十一条の規定による申請」とあるのは、「第七十五条第一項の決定」と読み替えるものとする。

4 第十三条、第二十三条第三項並びに第二十五条第一項及び第二項の規定は前項において準用する第七十三条第三項に規定する措置のための合議体又は委員による調査について、第二十三条第二項の規定は前項において準用する第七十三条第三項の合議体の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「、地方更生保護委員会及び保護観察所の長」とあるのは、「及び保護観察所の長」と読み替えるものとする。

(保護観察付一部猶予者の住居の特定)

第七十八条の二 第六十八条の七第一項及び第二項の規定は、保護観察付一部猶予者について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「収容可能期間の満了」とあるのは、「刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始」と読み替えるものとする。

(削る)

3 第七十三条第二項及び第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による留置について準用する。この場合において、同条第四項中「第七十一条の規定による申請」とあるのは、「第七十五条第一項の決定」と読み替えるものとする。

(新設)

(住居の特定)

第七十八条の二 地方委員会は、保護観察付一部猶予者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始の時までに、第八十二条第一項の規定による住居の調整の結果に基づき、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、その者が居住すべき住居を特定することができる。

2 地方委員会は、前項の決定をした場合において、当該決定を受けた者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に、当該決定により特定された住居に居住することが相当でない認められる事情が生じたときと認めるときは、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、住居の特定を取り消

2| 第三十六条第二項の規定は前項において準用する第六十八条の七第一項及び第二項の決定に関する審理における調査について、第三十七条第二項の規定は当該審理について、それぞれ準用する。

(留置)
第八十条 (略)

2 6 (略)

7 第六十八条の三第四項の規定は、第一項の規定による留置について準用する。

(保護観察の仮解除)
第八十一条 (略)

2 (略)

3 刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者に対する第五十条及び第六十三条の規定の適用については、第五十条第一項中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは「第二号ロ及び第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居(第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間(以下「収容可能期間」という。))の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。)(又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十

すものとする。

3| 第三十六条第二項の規定は前二項の決定に関する審理における調査について、第三十七条第二項の規定は当該審理について、それぞれ準用する。

(留置)
第八十条 (略)

2 6 (略)

7 第七十三条第六項の規定は、第一項の規定による留置について準用する。

(保護観察の仮解除)
第八十一条 (略)

2 (略)

3 刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者に対する第五十条及び第六十三条の規定の適用については、第五十条第一項中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは「第二号ロ及び第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第八十一条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項」とする。

三條第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第八十
一條第三項の規定により読み替えて適用される第五十
條第一項に掲げる事項」とする。

4・5
(略)

4
・
5

(略)

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保護処分在院者 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十四条第一項第三号並びに第六十四条第一項第二号（同法第六十六条第一項の規定による決定を受けた場合に限る。）及び第三号の保護処分（第三十八条第二項及び第四項（第三十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三十九条第二項の規定による措置並びに更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第七十二条第一項及び第七十三条の二第一項の規定による措置を含む。）次条第一号及び第四条第一項第一号から第三号までにおいて単に「保護処分」という。）の執行を受けるため少年院に収容されている者をいう。</p> <p>三 五 (略)</p> <p>(少年院の種類) 第四条 少年院の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者を収容するものとする。</p> <p>一 第一種 保護処分の執行を受ける者（第五号に定める者を除く。次号及び第三号において同じ。）で</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保護処分在院者 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十四条第一項第三号の保護処分（第三十八条第二項及び第四項（第三十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三十九条第二項の規定による措置並びに更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第七十二条第一項の規定による措置を含む。）次条第一号及び第四条第一項第一号から第三号までにおいて単に「保護処分」という。）の執行を受けるため少年院に収容されている者をいう。</p> <p>三 五 (略)</p> <p>(少年院の種類) 第四条 少年院の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者を収容するものとする。</p> <p>一 第一種 保護処分の執行を受ける者であつて、心に著しい障害がないおおむね十二歳以上二十三歳</p>

あつて、心身に著しい障害がないおおむね十二歳以上二十三歳未満のもの（次号に定める者を除く。）

二〇四（略）

五 第五種 少年法第六十四条第一項第二号の保護処分
の執行を受け、かつ、同法第六十六条第一項の規定による決定を受けた者

2
（略）

（個人別矯正教育計画）

第三十四条（略）

2・3（略）

4 少年院の長は、第四条第一項第五号に規定する第五種の少年院に収容されている者（以下「第五種少年院在院者」という。）について、個人別矯正教育計画を策定しようとする場合には、前項に規定するもののほか、保護観察所の長の意見を踏まえ、策定するものとする。

5 少年院の長は、第一項の規定により個人別矯正教育計画を策定したときは、速やかに、その内容を、在院者に告知し、及びその保護者その他相当と認める者（在院者が第五種少年院在院者である場合にあつては、相当と認める者及び保護観察所の長）に通知するものとする。

7 6
（略）

第二項から第五項までの規定は、前項の規定による個人別矯正教育計画の変更について準用する。

（成績の評価及び告知等）

未満のもの（次号に定める者を除く。）

二〇四（略）

（新設）

2
（略）

（個人別矯正教育計画）

第三十四条（略）

2・3（略）

（新設）

4 少年院の長は、第一項の規定により個人別矯正教育計画を策定したときは、速やかに、その内容を、在院者に告知し、及びその保護者その他相当と認める者に通知するものとする。

6 5
（略）

第二項から第四項までの規定は、前項の規定による個人別矯正教育計画の変更について準用する。

（成績の評価及び告知等）

第三十五条 (略)

2 (略)

3 少年院の長は、第一項の成績の評価を行ったときは、速やかに、その結果を、在院者に告知し、及びその保護者その他相当と認める者（在院者が第五種少年院在院者である場合にあつては、相当と認める者及び保護観察所の長）に通知するものとする。

4 少年院の長は、前項の規定による通知をする場合その他相当と認める者（在院者が第五種少年院在院者である場合にあつては、相当と認める者及び保護観察所の長）に対し、その在院者の生活及び心身の状況を通知するものとする。

(鑑別のための少年鑑別所への収容)

第三十六条 少年院の長は、在院者について、第三十三条第一項の規定により指定された矯正教育課程（同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。第百三十四条第二項において「指定矯正教育課程」という。）又は第三十四条第一項の規定により策定された個人別矯正教育計画（同条第六項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）がその者にとって適切なものであるかどうかを確認するためその他必要があると認めるときは、その者に少年鑑別所の長による鑑別を受けさせることができる。

2 (略)

(身体の検査等)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 少年院の長は、第一項の成績の評価を行ったときは、速やかに、その結果を、在院者に告知し、及びその保護者その他相当と認める者に通知するものとする。

4 少年院の長は、前項に規定する通知をする場合その他相当と認める者（在院者が第五種少年院在院者である場合にあつては、相当と認める者及び保護観察所の長）に対し、その在院者の生活及び心身の状況を通知するものとする。

(鑑別のための少年鑑別所への収容)

第三十六条 少年院の長は、在院者について、第三十三条第一項の規定により指定された矯正教育課程（同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。第百三十四条第二項において「指定矯正教育課程」という。）又は第三十四条第一項の規定により策定された個人別矯正教育計画（同条第五項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）がその者にとって適切なものであるかどうかを確認するためその他必要があると認めるときは、その者に少年鑑別所の長による鑑別を受けさせることができる。

2 (略)

(身体の検査等)

第八十五条 (略)

2 (略)

3 指定職員は、少年院の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、少年院内において、在院者以外の者（弁護士である付添人若しくは在院者若しくはその保護者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添人となろうとする弁護士又は弁護士等（弁護士又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第三十九条第一項に規定する弁護士となろうとする者）をいう。以下同じ。）を除く。）の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。

4 (略)

(面会の立会い等)

第九十三条 少年院の長は、その指名する職員に、在院者の面会（付添人等（付添人又は在院者若しくはその保護者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。）又は弁護士等との面会を除く。）に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、少年院の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認められる場合には、その立会い並びに録音及び録画（次項において「立会い等」という。）をさせないことができる。

2 (略)

第八十五条 (略)

2 (略)

3 指定職員は、少年院の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、少年院内において、在院者以外の者（弁護士である付添人若しくは在院者若しくはその保護者の依頼により付添人となろうとする弁護士又は弁護士等（弁護士又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第三十九条第一項に規定する弁護士となろうとする者）をいう。以下同じ。）を除く。）の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。

4 (略)

(面会の立会い等)

第九十三条 少年院の長は、その指名する職員に、在院者の面会（付添人等（付添人又は在院者若しくはその保護者の依頼により付添人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。）又は弁護士等との面会を除く。）に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、少年院の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認められる場合には、その立会い並びに録音及び録画（次項において「立会い等」という。）をさせないことができる。

2 (略)

(仮退院の申出)

第百三十五条 少年院の長は、第五種少年院在院者以外の保護処分在院者について、第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達し、仮に退院を許すのが相当であると認めるときは、地方更生保護委員会に対し、仮退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

(第五種少年院在院者以外の保護処分在院者の退院の申出等)

第百三十六条 少年院の長は、第五種少年院在院者以外の保護処分在院者について、第二十三条第一項に規定する目的を達したと認めるときは、地方更生保護委員会に対し、退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

2 少年院の長は、第五種少年院在院者以外の保護処分在院者が地方更生保護委員会から更生保護法第四十六条第一項の規定による退院を許す旨の決定の告知を受けたときは、その者がその告知を受けた日から起算して七日を超えない範囲内において、その者を出院させるべき日を指定するものとする。

(第五種少年院在院者の退院の申出)

第百三十六条の二 少年院の長は、第五種少年院在院者について、第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達し、退院を許すのが相当であると認めるときは、地方更生保護委員会に対し、退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

(仮退院の申出)

第百三十五条 少年院の長は、保護処分在院者について、第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達し、仮に退院を許すのが相当であると認めるときは、地方更生保護委員会に対し、仮退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

(退院の申出等)

第百三十六条 少年院の長は、保護処分在院者について、第二十三条第一項に規定する目的を達したと認めるときは、地方更生保護委員会に対し、退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

2 少年院の長は、保護処分在院者が地方更生保護委員会から更生保護法第四十六条第一項の規定による退院を許す旨の決定の告知を受けたときは、その者がその告知を受けた日から起算して七日を超えない範囲内において、その者を出院させるべき日を指定するものとする。

(新設)

(二十歳退院及び收容継続)

第三百三十七条 少年院の長は、少年法第二十四条第一項第三号の保護処分(更生保護法第七十二条第一項の規定による措置を含む。)の執行を受けるため少年院に收容されている保護処分在院者が二十歳に達したときは退院させるものとし、二十歳に達した日の翌日にその者を出院させなければならない。ただし、少年法第二十四条第一項第三号の保護処分に係る同項の決定のあつた日から起算して一年を経過していないときは、その日から起算して一年間に限り、その收容を継続することができる。

2 (略)

(二十三歳までの收容継続)

第三百三十八条 (略)

2 4 (略)

5 前三項に定めるもののほか、第二項の決定に係る事件の手續は、その性質に反しない限り、十八歳に満たない少年の保護処分に係る事件の手續の例による。

(保護処分在院者の出院)

第四百十条 保護処分在院者の出院は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、できる限り速やかに行う。

一 (略)

二 第三百三十七条第一項ただし書の規定により少年院に收容することができる期間又は家庭裁判所が第百

(二十歳退院及び收容継続)

第三百三十七条 少年院の長は、保護処分在院者が二十歳に達したときは退院させるものとし、二十歳に達した日の翌日にその者を出院させなければならない。ただし、少年法第二十四条第一項第三号の保護処分に係る同項の決定のあつた日から起算して一年を経過していないときは、その日から起算して一年間に限り、その收容を継続することができる。

2 (略)

(二十三歳までの收容継続)

第三百三十八条 (略)

2 4 (略)

5 前三項に定めるもののほか、第二項の決定に係る事件の手續は、その性質に反しない限り、少年の保護処分に係る事件の手續の例による。

(保護処分在院者の出院)

第四百十条 保護処分在院者の出院は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、できる限り速やかに行う。

一 (略)

二 第三百三十七条第一項ただし書の規定により少年院に收容することができる期間又は家庭裁判所が第百

三十八条第二項、前条第二項、少年法第二十六条の四第二項若しくは第六十四条第二項若しくは第三項若しくは更生保護法第六十八条第三項若しくは第七十二条第二項若しくは第三項の規定により定めた少年院に收容する期間若しくは收容することができる期間の満了による場合 当該期間の末日の翌日の午前中

三 (略)

(願い出による滞留)

第二百四十二条 少年院の長は、出院させるべき在院者が負傷又は疾病により重態であるとき、その他その者の利益のためにやむを得ない事由があるときは、その願い出により、その者が少年院に一時とどまることを許すことができる。この場合において、その者が更生保護法第四十一条の規定による仮退院を許す旨の決定又は同法第四十六条第一項若しくは第四十七条の規定による退院を許す旨の決定を受けた者であるときは、速やかに、その者が少年院に一時とどまることを許した旨をその仮退院又は退院を許す旨の決定をした地方更生保護委員会に報告しなければならない。

2 (略)

三十八条第二項、前条第二項、少年法第二十六条の四第二項若しくは更生保護法第六十八条第三項若しくは第七十二条第二項若しくは第三項の規定により定めた少年院に收容する期間の満了による場合 当該期間の末日の翌日の午前中

三 (略)

(願い出による滞留)

第二百四十二条 少年院の長は、出院させるべき在院者が負傷又は疾病により重態であるとき、その他その者の利益のためにやむを得ない事由があるときは、その願い出により、その者が少年院に一時とどまることを許すことができる。この場合において、その者が更生保護法第四十一条の規定による仮退院を許す旨の決定又は同法第四十六条第一項の規定による退院を許す旨の決定を受けた者であるときは、速やかに、その者が少年院に一時とどまることを許した旨をその仮退院又は退院を許す旨の決定をした地方更生保護委員会に報告しなければならない。

2 (略)

改正案	現行
<p>（通報） 第六十二条 何人も、第二十四条各号のいづれかに該当すると思料する外国人を知つたときは、その旨を通報することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 矯正施設の長は、第一項の外国人が刑の執行を受けている場合において、刑期の満了、刑の執行の停止その他の事由（仮釈放を除く。）により釈放されるとき、少年法第二十四条第一項第三号若しくは第六十四条第一項第二号（同法第六十六条第一項の決定を受けた場合に限り。次項において同じ。）若しくは第三号の処分を受けて出院するとき（仮退院又は退院（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十七条の二の決定によるものに限る。次項において同じ。）による場合を除く。）、又は売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第十七条の処分を受けて退院するときは、直ちにその旨を通報しなければならない。</p> <p>4 地方更生保護委員会は、第一項の外国人が刑の執行を受けている場合又は少年法第二十四条第一項第三号若しくは第六十四条第一項第二号若しくは第三号の処分を受けて少年院に在院している場合若しくは売春防止法第十七条の処分を受けて婦人補導院に在院している場合において、当該外国人について仮釈放又は仮退院若しくは退院を許す旨の決定をしたときは、直ちに</p>	<p>（通報） 第六十二条 何人も、第二十四条各号の一に該当すると思料する外国人を知つたときは、その旨を通報することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 矯正施設の長は、第一項の外国人が刑の執行を受けている場合において、刑期の満了、刑の執行の停止その他の事由（仮釈放を除く。）により釈放されるとき、又は少年法第二十四条第一項第三号若しくは売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第十七条の処分を受けて退院するときは、直ちにその旨を通報しなければならない。</p> <p>4 地方更生保護委員会は、第一項の外国人が刑の執行を受けている場合又は少年法第二十四条第一項第三号の処分を受けて少年院に在院している場合若しくは売春防止法第十七条の処分を受けて婦人補導院に在院している場合において、当該外国人について仮釈放又は仮退院の許可決定をしたときは、直ちにその旨を通報しなければならない。</p>

5 その旨を通報しなければならない。
。 前各項の通報は、書面又は口頭をもつて、所轄の入
国審査官又は入国警備官に対してしなければならない

5 前四項の通報は、書面又は口頭をもつて、所轄の入
。 国審査官又は入国警備官に対してしなければならない

改正案	現行
<p>（仮退院中の保護観察） 第二十六条（略）</p> <p>2 前項の保護観察については、更生保護法第三条、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三條第二項及び第三項、第五十四条第二項、第五十五条から第五十八条まで、第六十条から第六十四条まで並びに第六十五条の二から第六十五条の四までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「保護観察対象者」とあり、及び「少年院仮退院者又は仮釈放者」とあるのは「保護観察に付されている者」と、同法第五十条第一項第三号中「第三十九条第三項（第四十二条において準用する場合を含む。）又は第七十八条の二第一項において準用する第六十八条の七第一項」とあり、及び同項第四号中「第三十九条第三項（第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七第一項（第七十八条の二第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「売春防止法第二十五条第四項において準用する第三十九条第三項」と、同法第五十一条第二項中「次条に定める場合を除き、第五十二条」とあるのは「第五十二条」と、「第七十二条第一項及び第七十三条の二第一項、刑法第二十六条の二、第二十七条の五及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項及び第六十六条第一</p>	<p>（仮退院中の保護観察） 第二十六条（略）</p> <p>2 前項の保護観察については、更生保護法第三条、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三條第二項及び第三項、第五十四条第二項、第五十五条から第五十八条まで、第六十条から第六十四条まで並びに第六十五条の二から第六十五条の四までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「保護観察対象者」とあり、及び「少年院仮退院者又は仮釈放者」とあるのは「保護観察に付されている者」と、同法第五十条第一項第三号中「第三十九条第三項（第四十二条において準用する場合を含む。）次号において同じ。」又は第七十八条の二第一項」とあり、及び同項第四号中「第三十九条第三項又は第七十八条の二第一項」とあるのは「売春防止法第二十五条第四項において準用する第三十九条第三項」と、同法第五十一条第二項中「次条に定める場合を除き、第五十二条」とあるのは「第五十二条」と、「第七十二条第一項、刑法第二十六条の二、第二十七条の五及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項」と、同法第五十二条第三項中「少年院からの仮退院又は仮釈放」とあるのは「仮退院」と、同法第五十四条第二項中「刑事施設の長又は少年院の</p>

項」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項」と、同法第五十二条第三項中「少年院からの仮退院又は仮釈放」とあるのは「仮退院」と、同法第五十四条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「第三十九条第一項の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わる、若しくはその執行を受けることがなくなったこと（その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなったこと。次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了により保護処分^レの執行のため収容している者を釈放するとき」とあるのは「売春防止法第二十五条第一項の決定により、補導処分^レの執行のため収容している者を釈放するとき」と、同法第五十五条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項（その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。）が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わる、若しくはその執行を受けることがなくなったこと

長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「第三十九条第一項の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わる、若しくはその執行を受けることがなくなったこと（その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなったこと。次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条の決定により保護処分^レの執行のため収容している者を釈放するとき」とあるのは「売春防止法第二十五条第一項の決定により、補導処分^レの執行のため収容している者を釈放するとき」と、同法第五十五条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項（その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。）が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わる、若しくはその執行を受けることがなくなったことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分^レの執行のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」とあるのは「補導処分^レの執行のため収容している者について、売

とによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分^{（一）}の執行のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」とあるのは「補導処分の執行のため収容している者について、売春防止法第二十五条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」と、同法第六十三条第七項中「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同条第八項ただし書中「第六十八条の三第一項、第七十三条第一項、第七十三條の四第一項、第七十六條第一項又は第八十條第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第二項において準用する第七十三條第一項」と、同条第九項中「第七十一条の規定による申請、第七十三条の二第一項の決定、第七十五條第一項の決定又は第八十一條第五項の決定」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と読み替えるものとする。

（仮退院の取消し）

第二十七条（略）

2 更生保護法第三条の規定は前項の規定による仮退院の取消しについて、同法第六十八条の三第四項の規定はこの項において準用する同法第七十三條第一項の規定による留置について、同法第七十三條（第四項を除く。）の規定は仮退院中の者について前項の申出がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「第六十三條第二項又は第三項」と

春防止法第二十五条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」と、同法第六十三条第七項中「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同条第八項ただし書中「第七十三條第一項、第七十六條第一項又は第八十條第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第二項において準用する第七十三條第一項」と、同条第九項中「第七十一条の規定による申請、第七十五條第一項の決定又は第八十一條第五項の規定による決定」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と読み替えるものとする。

（仮退院の取消し）

第二十七条（略）

2 更生保護法第三条の規定は前項の規定による仮退院の取消しについて、同法第七十三條（第三項を除く。）の規定は仮退院中の者について前項の申出がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「第六十三條第二項又は第三項」とあるのは「売春防止法第二十六條第二項において準用する第六十三條第二項又は第三項」と、「同条の規定によ

あるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第六十三条第二項又は第三項」と、「同条の規定による申請」とあるのは「同法第二十七条第一項の決定」と、「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、「同条第三項中「第七十一条の規定による申請」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と読み替えるものとする。

3
3
6
(略)

る申請」とあるのは「同法第二十七条第一項の決定」と、「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、「同条第四項中「第七十一条の規定による申請」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と読み替えるものとする。

3
3
6
(略)

○ 少年の保護事件に係る補償に関する法律（平成四年法律第八十四号）（附則第十一条関係）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）に定める少年の保護事件（以下「保護事件」という。）に関する手続において同法第三条第一項各号に掲げる審判に付すべき少年に該当する事由（以下「審判事由」という。）の存在が認められるに至らなかった少年等に対し、その身体の自由の拘束等による補償を行う措置を定めるものとする。</p> <p>（補償の要件）</p> <p>第二条 少年法に規定する保護事件を終結させるいづれかの決定においてその全部又は一部の審判事由の存在が認められないことにより当該全部又は一部の審判事由につき審判を開始せず又は保護処分につかない旨の判断がされ、その決定が確定した場合において、その決定を受けた者が当該全部又は一部の審判事由に関して次に掲げる身体の自由の拘束を受けたものであるときは、国は、その者に対し、この法律の定めるところにより、当該身体の自由の拘束による補償をするものとする。</p> <p>一 少年法の規定による同行、同法第十七条第一項第二号の措置（同法第十七条の四第一項又は第二十六条の二の規定による措置を含む。）又は同法第二十条第一項第三号若しくは第六十四条第一項第二号</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二章に定める少年の保護事件（以下「保護事件」という。）に関する手続において同法第三条第一項各号に掲げる審判に付すべき少年に該当する事由（以下「審判事由」という。）の存在が認められるに至らなかった少年等に対し、その身体の自由の拘束等による補償を行う措置を定めるものとする。</p> <p>（補償の要件）</p> <p>第二条 少年法第二章に規定する保護事件を終結させるいづれかの決定においてその全部又は一部の審判事由の存在が認められないことにより当該全部又は一部の審判事由につき審判を開始せず又は保護処分につかない旨の判断がされ、その決定が確定した場合において、その決定を受けた者が当該全部又は一部の審判事由に関して次に掲げる身体の自由の拘束を受けたものであるときは、国は、その者に対し、この法律の定めるところにより、当該身体の自由の拘束による補償をするものとする。</p> <p>一 少年法の規定による同行、同法第十七条第一項第二号の措置（同法第十七条の四第一項又は第二十六条の二の規定による措置を含む。）又は同法第二十条第一項第三号の保護処分（少年院法（平成二十</p>

2

二
(略)

(同法第六十六条第一項の規定による決定を受けた場合に^レ限る。)若しくは第三号の保護処分(少年院法(平成二十六年法律第五十八号)第三百三十八条第二項若しくは第四項(同法第三百三十九条第三項において準用する場合を含む。))若しくは第三百三十九条第二項の規定による措置又は更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第七十二条第一項若しくは第七十三条の二第一項の規定による措置を含む。)に基づく身体の自由の拘束並びに更生保護法の規定による引致及び留置

2

二
(略)

六年法律第五十八号)第三百三十八条第二項若しくは第四項(同法第三百三十九条第三項において準用する場合を含む。))若しくは第三百三十九条第二項の規定による措置又は更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第七十二条第一項の規定による措置を含む。)に基づく身体の自由の拘束並びに更生保護法の規定による引致及び留置

○ 国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）（附則第十二条関係）

改正案	現行
<p>（共助刑の期間） 第十七条（略）</p> <p>2 受入受刑者が十八歳に満たないときに共助刑に係る外国刑（二以上あるときは、それらの全て）の言渡しを受けた者である場合における前項の規定の適用については、同項第二号中「三十年」とあるのは、「二十年」とする。</p> <p>（刑法等の適用） 第二十一条 共助刑の執行に関しては、第十六条第一項第一号の共助刑の執行を受ける者を懲役に処せられた者と、同項第二号の共助刑の執行を受ける者を禁錮に処せられた者と、同項第一号の共助刑を懲役と、同項第二号の共助刑を禁錮とそれぞれみなして、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十二条、第二十四条、第二十八条、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで及び第三十四条第一項、刑事訴訟法第四百七十四条、第四百八十条から第四百八十二条まで、第四百八十四条から第四百八十九条まで、第五百二条から第五百四条まで及び第五百七条、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第一項、第二十七条第一項、第五十六条、第五十七条、第六十一条、第六十七条第四項（第五十六条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第六十八条本文並びに更生保護法（平成十九</p>	<p>（共助刑の期間） 第十七条（略）</p> <p>2 受入受刑者が二十歳に満たないときに共助刑に係る外国刑（二以上あるときは、それらの全て）の言渡しを受けた者である場合における前項の規定の適用については、同項第二号中「三十年」とあるのは、「二十年」とする。</p> <p>（刑法等の適用） 第二十一条 共助刑の執行に関しては、第十六条第一項第一号の共助刑の執行を受ける者を懲役に処せられた者と、同項第二号の共助刑の執行を受ける者を禁錮に処せられた者と、同項第一号の共助刑を懲役と、同項第二号の共助刑を禁錮とそれぞれみなして、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十二条、第二十四条、第二十八条、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで及び第三十四条第一項、刑事訴訟法第四百七十四条、第四百八十条から第四百八十二条まで、第四百八十四条から第四百八十九条まで、第五百二条から第五百四条まで及び第五百七条、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第一項、第二十七条第一項、第五十六条、第五十七条及び第六十一条並びに更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第三条、第四条第二項、第十一条から第十四条まで、第十六条、第二十</p>

年法律第八十八号) 第三条、第四条第二項、第十一条から第十四条まで、第十六条、第二十三条から第三十条まで、第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条から第四十条まで、第四十八条、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十四条第二項、第五十五条から第五十八条まで、第六十条から第六十五条の四まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十二条、第八十四条から第八十八条まで並びに第九十一条から第九十八条までの規定を適用する。この場合において、刑法第二十八条中「三分の一」とあるのは「三分の一(国際受刑者移送法第二条第七号の裁判国(以下「裁判国」という。))において同法第二条第十一号の受入移送犯罪(以下「受入移送犯罪」という。))に係る確定裁判において言い渡された同法第二条第一号の外国刑(以下「外国刑」という。))の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。」と、同法第三十二条中「刑の言渡しが確定した後」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令により裁判国から引渡しを受けた後」と、刑事訴訟法第四百七十四条中「二以上の」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑(以下「共助刑」という。))と」、「その重いもの」とあり、及び「重い刑」とあるのは「共助刑」と、「他の刑」とあるのは「主刑」と、同法第四百八十条及び第四百八十二条中「刑の言渡を

三条から第三十条まで、第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条から第四十条まで、第四十八条、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十四条第二項、第五十五条から第五十八条まで、第六十条から第六十五条の四まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十二条、第八十四条から第八十八条まで並びに第九十一条から第九十八条までの規定を適用する。この場合において、刑法第二十八条中「三分の一」とあるのは「三分の一(国際受刑者移送法第二条第七号の裁判国(以下「裁判国」という。))において同法第二条第十一号の受入移送犯罪(以下「受入移送犯罪」という。))に係る確定裁判において言い渡された同法第二条第一号の外国刑(以下「外国刑」という。))の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。」と、「十年」とあるのは「十年(裁判国において受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。))と、同法第三十二条中「刑の言渡しが確定した後」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令により裁判国から引渡しを受けた後」と、刑事訴訟法第四百七十四条中「二以上の」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑(以下「共助刑」という。))と」、「その重いもの」とあり、及び「重い刑」とあるのは「共助刑」と、「他の刑」とあるのは「主刑」と、同法第四百八十条及び第四百八十二条中「刑の言渡をした裁判所に対応する検察庁」とあるのは「東京地方検察庁」と、同法第四百八十七条中「

した裁判所に対応する検察庁」とあるのは「東京地方検察庁」と、同法第四百八十七条中「刑名」とあるのは「共助刑の種類」と、同法第五百二条中「裁判の執行を受ける者」とあるのは「共助刑の執行を受ける者」と、「言渡をした裁判所」とあるのは「東京地方裁判所」と、少年法第二十七条第一項中「保護処分継続中、本人に対して有罪判決が確定した」とあり、及び同法第五十七条中「保護処分継続中、懲役、禁錮又は拘留の刑が確定した」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑の執行を受ける者が保護処分の継続中である」とし、その他これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(仮釈放の特則)

第二十二條 十八歳に満たないときに共助刑に係る外国刑（二以上あるときは、それらの全て）の言渡しを受けた受入受刑者については、次の期間（裁判国において当該外国刑の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。）を経過した後、仮釈放をすることができる。

一・二 (略)

刑名」とあるのは「共助刑の種類」と、同法第五百二条中「裁判の執行を受ける者」とあるのは「共助刑の執行を受ける者」と、「言渡をした裁判所」とあるのは「東京地方裁判所」と、少年法第二十七条第一項中「保護処分の継続中、本人に対して有罪判決が確定した」とあり、及び同法第五十七条中「保護処分継続中、懲役、禁錮又は拘留の刑が確定した」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑の執行を受ける者が保護処分の継続中である」とし、その他これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(仮釈放の特則)

第二十二條 二十歳に満たないときに共助刑に係る外国刑（二以上あるときは、それらの全て）の言渡しを受けた受入受刑者については、次の期間（裁判国において当該外国刑の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。）を経過した後、仮釈放をすることができる。

一・二 (略)

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（附則第十四条関係）

改正案	現行
<p>第二百八十六条 第十五条第一項の規定により留置施設に留置される者については、留置施設を刑事施設と、留置業務管理者を刑事施設の長と、留置担当官を刑事施設職員とみなして、刑事訴訟法第六十四条第一項、第六十五条第三項、第七十条第二項、第七十三条第二項、第七十八条、第八十条後段、第九十八条第一項及び第二項、第二百八十六条の二、第三百六十六条、第三百六十七条並びに第四百八十一条第二項、更生保護法第十三条（同法第二十二条、第二十五条第三項、第三十六条第三項（同法第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第十項、第七十三条第五項、第七十三条の四第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条第三項、第三十三条、第三十五条第二項、第三十六条第二項（同法第三十七条第三項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第三十九条第四項、第四十条、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第八十二条、第八十六条第二項及び第三項、第九十条第二項並びに第九十三条並びに民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百二条第三項の規定を適用する。</p>	<p>第二百八十六条 第十五条第一項の規定により留置施設に留置される者については、留置施設を刑事施設と、留置業務管理者を刑事施設の長と、留置担当官を刑事施設職員とみなして、刑事訴訟法第六十四条第一項、第六十五条第三項、第七十条第二項、第七十三条第二項、第七十八条、第八十条後段、第九十八条第一項及び第二項、第二百八十六条の二、第三百六十六条、第三百六十七条並びに第四百八十一条第二項、更生保護法第十三条（同法第二十二条、第二十五条第三項、第三十六条第三項（同法第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第十項及び第七十三条第五項において準用する場合を含む。）、第二十七条第三項、第三十三条、第三十五条第二項、第三十六条第二項（同法第三十七条第三項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第三十九条第四項、第四十条、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第八十二条、第八十六条第二項及び第三項、第九十条第二項並びに第九十三条並びに民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百二条第三項の規定を適用する。</p>

○ 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律（平成二十六年法律第五十七号）（附則第十五条関係）

改正案

現行

（合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置）
 第三条 警察庁長官は、合衆国連絡部局から、合衆国使用電子計算機（合衆国連絡部局の使用に係る電子計算機をいう。以下この条において同じ。）より電気通信回線を通じて照合用電子計算機に特定の者が識別されている旨の情報と共にその者に係る指紋情報を送信する方法によつて、協定第四条の規定による指紋情報に関する照会を受けたときは、照合用電子計算機より電気通信回線を通じて合衆国使用電子計算機に送信する方法によつて、その者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されており、かつ、その者が次の各号のいずれかに該当する者であるか否かを回答するものとする。

一 （略）

二 刑事上の手続による身体の拘束を受けたことのある二十歳以上の者であつて、当該身体の拘束を受けることとなつた事件について次のいずれかに該当するもの

イ・ロ （略）

ハ 公訴の提起又は公訴を提起しない処分（イ）のいずれをも受けていない者（刑事訴訟法第二百四十六条ただし書の規定により当該事件が検察官に送致されなかつた者及び少年法（昭和二十三年法律第百

（合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置）
 第三条 警察庁長官は、合衆国連絡部局から、合衆国使用電子計算機（合衆国連絡部局の使用に係る電子計算機をいう。以下この条において同じ。）より電気通信回線を通じて照合用電子計算機に特定の者が識別されている旨の情報と共にその者に係る指紋情報を送信する方法によつて、協定第四条の規定による指紋情報に関する照会を受けたときは、照合用電子計算機より電気通信回線を通じて合衆国使用電子計算機に送信する方法によつて、その者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されており、かつ、その者が次の各号のいずれかに該当する者であるか否かを回答するものとする。

一 （略）

二 刑事上の手続による身体の拘束を受けたことのある成人（満二十歳以上の者をいう。次号において同じ。）であつて、当該身体の拘束を受けることとなつた事件について次のいずれかに該当するもの

イ・ロ （略）

ハ 公訴の提起又は公訴を提起しない処分（イ）のいずれをも受けていない者（刑事訴訟法第二百四十六条ただし書の規定により当該事件が検察官に送致されなかつた者及び少年法（昭和二十三年法律第百

2

(略)

六十八号)第十八条、第十九条第一項、第二十三
条第二項、第二十四条第一項又は第六十四条第一
項の決定を受けた者を除く。)

三 逮捕状が發せられており、かつ、所在が不明であ
る二十歳以上の者のうち国家公安委員会規則で定め
るもの

2

(略)

六十八号)第十八条、第十九条第一項、第二十三
条第二項又は第二十四条第一項の決定を受けた者
を除く。)

三 逮捕状が發せられており、かつ、所在が不明であ
る成人のうち国家公安委員会規則で定めるもの

改正案	現行
<p>（家庭裁判所等の求めによる鑑別等）</p> <p>第十七条 少年鑑別所の長は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長から、次に掲げる者について鑑別を求められたときは、これを行うものとする。</p> <p>一 保護処分（少年法第六十六条第一項、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第七十二条第一項並びに少年院法第三百八条第二項及び第三百九条第二項の規定による措置を含む。次号において同じ。）又は少年法第十八条第二項の規定による措置に係る事件の調査又は審判を受ける者</p> <p>二・三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（少年院の指定等）</p> <p>第十八条 少年鑑別所の長は、その職員が家庭裁判所から少年法第二十四条第一項第三号の保護処分に係る同項の決定、同法第六十四条第一項第三号の保護処分に係る同項の決定、同法第六十六条第一項の決定若しくは更生保護法第七十二条第一項の決定の執行の指揮を受けたとき、又は地方更生保護委員会から同法第七十条の二第一項の決定の執行の囑託を受けたときは、その決定を受けた者について鑑別を行い、少年院法第</p>	<p>（家庭裁判所等の求めによる鑑別等）</p> <p>第十七条 少年鑑別所の長は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長から、次に掲げる者について鑑別を求められたときは、これを行うものとする。</p> <p>一 保護処分（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第七十二条第一項並びに少年院法第三百八条第二項及び第三百九条第二項の規定による措置を含む。次号において同じ。）又は少年法第十八条第二項の規定による措置に係る事件の調査又は審判を受ける者</p> <p>二・三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（少年院の指定等）</p> <p>第十八条 少年鑑別所の長は、その職員が家庭裁判所から少年法第二十四条第一項第三号の保護処分に係る同項の決定又は更生保護法第七十二条第一項の決定の執行の指揮を受けたときは、その決定を受けた者について鑑別を行い、少年院法第三十一条の規定により各少年院について指定された矯正教育課程（同法第三十条に規定する矯正教育課程をいう。）その他の事情を考慮して、その者を収容すべき少年院を指定するものと</p>

三十一条の規定により各少年院について指定された矯正教育課程（同法第三十条に規定する矯正教育課程をいう。）その他の事情を考慮して、その者を収容すべき少年院を指定するものとする。

2・3 (略)

2 (身体の検査等)
第七十四条 (略)

3 指定職員は、少年鑑別所の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、少年鑑別所内において、在所者以外の者（弁護士である付添人若しくは在所者若しくはその保護者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添人となろうとする弁護士又は弁護士等（弁護士又は刑事訴訟法第三十九条第一項に規定する弁護士となろうとする者をいう。以下同じ。）を除く。）の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。

4 (略)

(面会の立会い等)

第八十一条 少年鑑別所の長は、その指名する職員に、被観護在所者の面会（付添人等（付添人又は在所者若しくはその保護者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。）又は弁護士等との面会を除く。）に立ち会わせ、又はその面会の状況

する。

2・3 (略)

2 (身体の検査等)
第七十四条 (略)

3 指定職員は、少年鑑別所の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、少年鑑別所内において、在所者以外の者（弁護士である付添人若しくは在所者若しくはその保護者の依頼により付添人となろうとする弁護士又は弁護士等（弁護士又は刑事訴訟法第三十九条第一項に規定する弁護士となろうとする者をいう。以下同じ。）を除く。）の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。

4 (略)

(面会の立会い等)

第八十一条 少年鑑別所の長は、その指名する職員に、被観護在所者の面会（付添人等（付添人又は在所者若しくはその保護者の依頼により付添人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。）又は弁護士等との面会を除く。）に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、前条第

を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、前条第二項各号のいずれにも該当すると認めるときは、その立会い並びに録音及び録画（次項において「立会い等」という。）をさせないことができる。

2
（略）

（被観護在所者の退所）

第百二十四条 被観護在所者の退所は、次に掲げる事由が生じた後直ちに行う。

一
（略）

二 少年法第十八条、第二十三条第二項、第二十四条

第一項、第六十四条第一項若しくは第六十六条第一項の決定又は更生保護法第七十一条の申請に対する決定により観護の措置が効力を失ったこと（当該決定が審判期日において告知された場合に限る。）。

三
（略）

二項各号のいずれにも該当すると認めるときは、その立会い並びに録音及び録画（次項において「立会い等」という。）をさせないことができる。

2
（略）

（被観護在所者の退所）

第百二十四条 被観護在所者の退所は、次に掲げる事由が生じた後直ちに行う。

一
（略）

二 少年法第十八条、第二十三条第二項若しくは第二

十四条第一項の決定又は更生保護法第七十一条の申請に対する決定により観護の措置が効力を失ったこと（当該決定が審判期日において告知された場合に限る。）。

三
（略）

○ 公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）（附則第十七条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>(削る)</p>	<p>附則</p> <p>(選挙犯罪等についての少年法の特例)</p> <p>第五条 家庭裁判所は、当分の間、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十条第一項の規定にかかわらず、年齢満十八年以上満二十年未満の者が犯した公職選挙法第二百四十七条の罪又は同法第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者と認める者であつて年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪、同法第二百五十一条の三第一項の組織的選挙運動管理者等と認める者であつて年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪若しくは同法第二百五十一条の四第一項各号に掲げる者と認める者であつて年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪の事件（次項及び第三項において「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第二十条第一項の決定をしなければならぬ。この場合においては、同条第二項ただし書の規定を準用する。</p> <p>2 連座制に係る事件に関する少年法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「第二十条」とあるのは、「公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）附則第五条第一項」とする。</p>

(削る)

(削る)

3| 家庭裁判所は、当分の間、年齢満十八年以上満二十年未満の者が犯した公職選挙法（他の法律において準用する場合を含む。）及び政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）に規定する罪の事件（第一項前段に規定する場合に係る連座制に係る事件を除く。）について、少年法第二十条第一項の規定により検察官に送致するかどうかを決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

4| 年齢満十八年以上満二十年未満の者であるときに犯した罪に係る公職選挙法及び政治資金規正法の規定の適用については、当分の間、少年法第六十条の規定は、適用しない。

(少年法の特例に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びに同条の規定により新公職選挙法の規定及び新漁業法の規定が適用される選挙並びに住民投票に関し施行日から公示日の前日までの間に年齢満十八年以上満二十年未満の者がした選挙運動及び投票運動に係る行為に係る少年法の適用については、なお従前の例による。

(検察審査会法の適用の特例)

第七条 年齢満十八年以上満二十年未満の者については、当分の間、検察審査会法（昭和二十三年法律第四百四十七号）第六条各号に掲げる者とみなして、同法の規定を適用する。

(削る)

(削る)

(法制上の措置)

第五条 国は、国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第一条に規定する国民投票をいう。）の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満十八年以上とされたこと

2

検察審査会事務局長は、当分の間、検察審査会法第十二条の二第一項の規定により検察審査員候補者名簿を調製したときは、直ちに、同法第九条第一項の通知をした年の次年の一月一日の時点における年齢満二十年未満の者を、検察審査員候補者名簿から削除しなければならない。

第八条及び第九条 削除

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の適用の特例)

第十条 年齢満十八年以上満二十年未満の者については、当分の間、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第十五条第一項各号に掲げる者とみなして、同法の規定を適用する。

2 地方裁判所は、当分の間、裁判員の参加する刑事裁判

に関する法律第二十三条第一項（同法第二十四条第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判員候補者名簿を調製したときは、直ちに、同法第二十条第一項の通知をした年の次年の一月一日の時点における年齢満二十年未満の者を、裁判員候補者名簿から削除しなければならない。

(法制上の措置)

第十一条 国は、国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第一条に規定する国民投票をいう。）の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満十八年以上とされたこと

を踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満十八年以上満二十年未満の者と年齢満二十年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法（明治二十九年法律第八十九号）、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

とを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満十八年以上満二十年未満の者と年齢満二十年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法（明治二十九年法律第八十九号）、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

○ 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）（附則第十九条関係）

改正案	現行
<p>（少年院）</p> <p>第十条 少年院は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十四条第一項第三号並びに第六十四条第一項第二号（同法第六十六条第一項の規定による決定を受けた場合に限る。）及び第三号の保護処分の執行を受ける者、同法第五十六条第三項の規定により少年院において懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者その他法令の規定により少年院に収容すべきこととされる者を収容し、これらの者に対し矯正教育その他の必要な処遇を行うこと。</p> <p>二 3 （略）</p>	<p>（少年院）</p> <p>第十条 少年院は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十四条第一項第三号の保護処分の執行を受ける者、同法第五十六条第三項の規定により少年院において懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者その他法令の規定により少年院に収容すべきこととされる者を収容し、これらの者に対し矯正教育その他の必要な処遇を行うこと。</p> <p>二 3 （略）</p>

少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 新たに原則逆送の対象となる罪の事件、とりわけ強盗罪については、様々な犯情のものがあることを踏まえ、家庭裁判所が検察官に送致するかどうかを決定するに当たり、適正な事実認定に基づき、犯情の軽重を十分に考慮する運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。

二 十八歳及び十九歳の者の健全育成及び非行防止のためには、早期の段階における働き掛けが有効であることに鑑み、少年非行対策及び福祉支援策における関係府省庁の連携・協議の枠組みを強化するとともに、関係諸機関、団体等と有機的に連携しつつ、適切な保護、支援を行うための施策の一層の推進を図ること。

三 罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。

四 特定少年のとき犯した罪についての事件広報に当たっては、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。

五 少年事件に関する事件広報に当たっては、被害者及びその家族・遺族の名誉又は生活の平穏が害されることのないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。

少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 十八歳及び十九歳の者は、類型的に成長発達途上にあつて可塑性を有する存在であることから、引き続き少年法の適用対象と位置付けることとした趣旨を踏まえ、少年の健全な育成を期するとする法の目的及び理念に合致した運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。

二 現行の原則逆送対象事件については、家庭裁判所が、犯情及び要保護性に関する様々な事情について十分な調査を行った上、これにより判明した事実を考慮して、検察官に送致するかどうかの決定を行つていくことを踏まえ、新たに原則逆送の対象となる罪の事件には様々な犯情のものがあることに鑑み、家庭裁判所が同決定をするに当たっては、きめ細かな調査及び適正な事実認定に基づき、犯情の軽重及び要保護性を十分に考慮する運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。

三 十八歳及び十九歳の者の健全育成及び非行防止のためには、早期の段階における働き掛けが有効である

ことに鑑み、少年非行対策及び福祉支援策における関係府省庁の連携・協議の枠組みを強化するとともに、関係諸機関、団体等と有機的に連携しつつ、適切な保護、支援を行うための施策の一層の推進を図ること。

四 罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。

五 特定少年のとき犯した罪についての事件広報に当たっては、事案の内容や報道の公共性の程度には様々なものがあることや、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。また、インターネットを悪用した人権侵害対策への取組を推進すること。

六 少年事件に関する事件広報に当たっては、被害者及びその家族・遺族の名誉又は生活の平穏が害されることのないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。

七 犯罪被害者支援を充実させる観点から、真に援助が必要な犯罪被害者が早期の段階から弁護士による支

援を受けるための弁護士費用の援助を始めとする充実した法的支援の方策について、担い手である日本弁護士連合会や日本司法支援センターと連携し、引き続き検討すること。

八 可塑性を有することなどの特定少年の特性を踏まえ、検察官送致決定がされた事件において、特定少年に対する被疑者取調べが適正に行われるよう、必要な検討を行うこと。

右決議する。